

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	42 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	32 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	66 件
国民年金関係	34 件
厚生年金関係	32 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年9月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年9月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職し、独立した後の昭和46年1月頃に、妻と一緒に区役所出張所で国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は9か月と短期間であり、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、独立した申立人の事業が順調になった昭和46年1月頃に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、当該手続以降夫婦二人分の保険料を納付してきたと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間当初の同年同月に妻と連番で払い出されており、申立人及びその妻は当該期間の保険料の納付書を受け取っていたと考えられ、また、申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

なお、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の上記の申立期間に係る自身の申立てについては、当委員会の決定に基づき既に平成21年9月9日付けで納付記録を納付済みに訂正することが必要であるとする通知が行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月から5年12月まで
② 平成6年4月

私は、平成4年に厚生年金保険適用事業所を退職し、しばらくしてから国民年金に加入した際に加入前の国民年金保険料の納付書が届いたため、元夫がその保険料をまとめて納付した。その後は、元夫が私の保険料を定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は過年度納付されており、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成8年1月頃に払い出され、この払出時点では当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったほか、当該期間直前の6年1月から同年3月までの保険料が8年2月に過年度納付され、当該期間後の6年7月から同年9月までの保険料が8年5月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、いずれの納付時点でも当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の元夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号払出時点では当該期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間直後の6年1月から同年3月までの期間の保険料が過年度納付された8年2月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。また、申立人は、国民年金に加入した時期及び加入前の保険料を納付した時期に関する記憶が曖昧であり、申立人は当該期間当時に年金手帳を所持していた記憶は無く、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の元夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの期間及び59年4月から平成元年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から同年7月まで
② 昭和56年4月から57年3月まで
③ 昭和59年4月から平成元年2月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間②及び③の保険料は私が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は12か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和55年10月頃に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③については、申立人の手帳記号番号は上記のとおり昭和55年10月頃に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料として61年分を除き59年分から63年分までの確定申告書(控)を所持しており、それぞれの確定申告書(控)の「社会保険料控除」欄に記載された国民年金保険料の金額は、それぞれ59年度、60年度及び62年度の保険料額と一致し、63年度の保険料額とおおむね一致していることから、当該確定申告書は申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料と認めることが相当である。また、61年度については、申立人は確定申告書(控)を所持していないものの、申立期間③のうち同年度のみ保険料を納めなかったとするのは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険

料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人の手帳記号番号は上記のとおり当該期間後の昭和55年10月頃に払い出されており、この払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの期間及び59年4月から平成元年2月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月

私は、平成5年9月の婚姻を契機に国民年金の加入手続きを行い、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付してきた。申立期間の夫の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き平成5年9月の婚姻後の国民年金保険料を全て納付しており、申立人及びその夫の保険料の納付月が確認できる8年4月以後の夫婦の納付月は同一であることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成5年10月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人が自身の保険料と一緒に納付したと説明する夫の申立期間の保険料は6年6月30日に現年度納付されていることがオンライン記録で確認できるほか、この納付時点でも申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が昭和51年8月に就職するまで私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していること、申立期間当時に申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿から、昭和48年3月の保険料は申立期間中の50年11月14日に第2回特例納付により納付されていることが確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、51年8月から52年3月までの期間の保険料は重複納付を理由として同年5月23日に還付処理が行われているが、当該還付処理時点では重複納付された過誤納の保険料は申立期間の保険料の一部に充当されるべきであるにもかかわらず充当処理が行われていないことからみれば、少なくとも申立期間の一部の保険料は納付済みであったと考えられること、申立人の保険料を納付していたとする父親は申立期間を含め自身の保険料を完納していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月

私は、昭和60年2月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、61年1月に就職するまで継続して国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和60年2月頃に払い出されており、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立期間当時に申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿から申立期間直後の61年1月1日の国民年金被保険者資格喪失処理は同年2月15日に行われていることが確認でき、この時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になった昭和 45 年*月頃に区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。私は、送付されてきた納付書で国民年金保険料を金融機関で納付し、申立期間の 3 か月分の納付額は 1 万 3,500 円であったと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。

また、申立人が申立期間の 3 か月分の保険料として納付したとする 1 万 3,500 円は、申立期間当時の保険料額と一致するほか、申立期間当時に申立人と同居していた両親は国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまでの保険料を完納しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び同年12月から38年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年12月から38年6月まで

私は、結婚後に区役所から国民年金保険料が未納となっている旨の通知をもらい、私の妻が未納分の保険料を数回に分けて全て遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、昭和43年12月に婚姻し、47年3月1日に41年3月から44年12月までの期間（46か月）の保険料を第1回特例納付により納付し、同日に、その後の45年1月から同年3月までの期間の保険料を過年度納付により納付していることが特殊台帳で確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料（計19か月）が強制被保険者期間の保険料未納期間であったことが確認されていたこと、申立人の妻が納付したとする特例納付の保険料額は、47年3月に納付した上記の特例納付保険料額及び過年度納付保険料額の合計額に、申立期間の保険料を第1回特例納付により納付した場合の金額を加えた額におおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月及び同年 9 月
② 昭和 54 年 2 月及び同年 3 月

私は、婚姻後に町役場で国民年金の加入手続を行い、未納期間の国民年金保険料を全て納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 2 か月と短期間であり、申立人は当該期間直後の昭和 54 年 4 月から 60 歳に到達する平成 15 年*月までの国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 55 年 10 月時点で、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であり、当該期間直後の期間の保険料は過年度納付されているものと推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は婚姻後に国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を含めた未納期間の保険料を遡って納付したと説明しているが、申立人の上記手帳記号番号の払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から同年9月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料並びに49年1月から同年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から同年9月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は、転居届と同時に国民年金の任意加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。昭和47年7月以降は申立期間②を含め付加保険料も合わせて納付していた。申立期間①の定額保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が付加保険料も含めて未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はいずれも3か月と短期間であり、申立人は申立期間①当初の昭和43年7月に国民年金に任意加入した以降、申立期間を除き60歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付し、その後も任意加入して65歳に到達するまで保険料を納付しているほか、申立期間①直後の期間の保険料及び申立期間②前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立期間②前の昭和47年7月に付加保険料の納付の申出をしたことが申立人が所持する年金手帳に記載されており、同年同月以降、保険料納付済期間については全て付加保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和43年7月から同年9月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料並びに49年1月から同年3月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は20万円、同年12月20日は30万円、17年8月10日は24万円、同年12月20日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年8月10日
④ 平成17年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与に係る給与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与支給明細書及びA社から提出のあった賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成16年8月10日は20万円、同年12月20日は30万円、17年8月10日は24万円、同年12月20日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成17年7月20日の標準賞与額に係る記録を73万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月18日は71万9,000円、19年7月17日は70万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日
② 平成18年7月18日
③ 平成19年7月17日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び③の標準賞与額が実際の保険料控除額に見合う標準賞与額と相違している。また、申立期間②に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与支払明細書を提出するので、各申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された賞与支払明細書及びA社から提出された給与台帳により、申立人は、平成17年7月20日に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、73万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記賞与支払明細書及び給与台帳により、申立人は、平成18

年7月18日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、71万9,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、上記賞与支払明細書及び給与台帳により、申立人はオンライン記録の標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、70万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記賞与支払明細書及び給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額に見合う標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成5年1月1日から6年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、5年1月から同年4月までは50万円、同年5月から6年9月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から7年2月26日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違している。給与明細書等の資料は保有していないが、もっと多くもらっていた記憶があるので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、平成5年1月から同年4月までは50万円、同年5月から6年2月までは44万円と記録されていたところ、同年3月29日付けで、5年1月から同年9月までは41万円、同年10月から6年2月までは38万円に遡って減額訂正されている上、同年8月8日付けで、5年11月から6年7月までについて遡って8万円に減額訂正されていることが確認でき、さらに、同社代表取締役及び従業員の合計二人についても申立人と同様に減額訂正されていることが確認できる。

上記減額訂正について、A社の経理担当者は、平成6年頃から社会保険料を滞納していた旨供述し、同社の元事業主は、「社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員の言われるままに手続をするしかなかった。当時、申立人の給与が極端に低くなることは無く、標準報酬月額を引き下げるために自分からわざわざ同事務所に出向いた記憶は無い。」と供述している。

また、A社の商業登記簿謄本では、申立人の氏名は見当たらず、同社の元事業主及び従業員は、申立人の担当業務は現場監督であり、厚生年金保険の手続に関与する立場ではなかった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該標準報酬月額が減額訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成5年1月から6年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5年1月から同年4月までは50万円、同年5月から6年9月までは44万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成6年10月から7年1月までの期間について、申立人は、「実際には、もっと多くもらっていた。」と申し立てているが、B社は、「当時の資料を保存しておらず、申立人の給与額及び保険料控除額については不明である。」と回答しており、申立人も給与明細書等を保有していないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、公共職業安定所から提出された申立人に係るA社における離職時賃金日額について、当該日額を月額に換算した額は、オンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額の内容に不備な点はなく、遡って標準報酬月額の訂正が行われている等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成13年10月は53万円、14年1月は56万円、同年3月及び同年5月は53万円、同年11月は50万円、15年1月は56万円、同年3月は53万円、同年5月及び同年8月は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から16年5月1日まで

A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の保険料控除額に見合うものとなっていない。申立期間の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、標準報酬月額の相違を申し立てている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、認定すべき額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合に記録の訂正を行う必要がある。

B社の経理担当者は、「厚生年金保険料の給与からの控除方法は翌月控除である。」と供述しており、申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成13年10月は53万円、14年1月は56万円、同年3月及び同年5月は53万円、同年11月は50万円、15年1月は56万円、同年3月は53万円、同年5月及び同年8月は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申

立期間当時の資料を保管しておらず不明としているが、B社の顧問である労務管理事務所が保管する台帳に記載されている申立人の申立期間の標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年11月及び同年12月、14年2月、同年4月、同年6月から同年10月まで、同年12月、15年2月、同年4月、同年6月及び同年7月、同年9月から16年4月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額が、認定すべき標準報酬月額（上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額）と一致又は上回ることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成8年12月から9年9月までは41万円、同年10月から11年4月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から11年5月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が遡及して訂正され、実際の標準報酬月額と比較して低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成8年12月から9年9月までは41万円、同年10月から10年11月までは44万円と記録されていたところ、同年12月28日付けで、9年10月及び10年10月の定時決定が取り消された上で、8年12月に遡って9万2,000円に減額訂正されている上、申立人と同日付けで標準報酬月額を減額訂正された者が16人いることが確認できる。

また、滞納処分票により、申立期間直後の期間について、A社には社会保険料の滞納があり、平成14年に社会保険事務所が、当該滞納保険料について不納欠損処理したことが確認できる上、複数の従業員が同社は申立期間当時、経営不振であったと回答し、当時の経理担当者は、申立期間当時、資金繰りが苦しく、保険料の分納や延納をしていた旨回答していることから、申立期間当時、同社には保険料の滞納があったことが推認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本では、役員欄に申立人の氏名は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及減額処理の結果として記録されている申立人の平成8年12月から11年4月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、8年12

月から9年9月までは41万円、同年10月から11年4月までは44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 7 月 10 日は 16 万 9,000 円、20 年 7 月 10 日は 16 万 6,000 円、同年 12 月 10 日は 17 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 10 日
② 平成 20 年 7 月 10 日
③ 平成 20 年 12 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同事務所は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与支払明細表及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び③の標準賞与額については、給与支払明細表及び給与明

細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成19年7月10日は16万9,000円、20年12月10日は17万1,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準賞与額については、給与支払明細表及び給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は16万6,000円、賞与額に見合う標準賞与額は17万1,000円であることから、16万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年7月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 7 月 10 日は 20 万 2,000 円、20 年 7 月 10 日は 21 万 1,000 円、同年 12 月 10 日は 20 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 10 日
② 平成 20 年 7 月 10 日
③ 平成 20 年 12 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同事務所は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与支払明細表及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び③の標準賞与額については、給与支払明細表及び給与明

細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成19年7月10日は20万2,000円、20年12月10日は20万3,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準賞与額については、給与支払明細表及び給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は21万1,000円、賞与額に見合う標準賞与額は21万7,000円であることから、21万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年7月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 27 日から 50 年 2 月 21 日まで
厚生年金保険の加入記録のお知らせで、脱退手当金を受給していることを初めて知った。しかし、脱退手当金を受給していないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務した事業所に係る事業所別被保険者名簿における申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 50 年 2 月 21 日の前後約 5 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 13 人の支給状況を調査したところ、支給記録がある者は 4 人おり、申立人を除く 3 人は、資格喪失日から 1 年以上後に支給決定されていることから、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある 3 回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、4 回の被保険者期間のうち、3 回全てを失念するとは考え難い。

さらに、申立期間に係る脱退手当金として支給されたとする額は法定支給額と相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年2月から同年9月までは36万円、同年10月から5年2月までは38万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額（36万円）を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年3月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年2月から同年9月までは36万円、同年10月から5年2月までは38万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年3月31日）より後の6年1月19日付けで、遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社において、申立人のほかに、遡って標準報酬月額を減額訂正された者は、代表取締役と監査役及び従業員9人の計11人であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人に係る標準報酬月額を減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間に係る標準報酬月額

は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年2月から同年9月までは36万円、同年10月から5年2月までは38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年4月から同年9月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間の給与明細書により、上記訂正後の標準報酬月額（36万円）を上回る報酬月額（38万円）の支払を受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から、保険料を納付したか否か等について回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成6年4月から同年10月までは36万円、同年11月から8年9月までは32万円、同年10月は30万円、同年11月から10年9月までは32万円、同年10月から12年3月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月1日から7年3月1日まで
② 平成7年3月1日から12年4月1日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書等を提出するので、申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成6年4月から同年10月までは36万円、同年11月から8年9月までは32万円、同年10月は30万円、同年11月から10年9月までは32万円、同年10月から12年3月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は上記の給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 12 月 1 日は 40 万 5,000 円、20 年 7 月 1 日は 44 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 1 日
② 平成 20 年 7 月 1 日

A事業所（現在は、B事業所）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同事業所は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されない。申立期間の賞与支給明細書を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支給明細書により、申立人は、申立期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成 18 年 12 月 1 日は 40 万 5,000 円、20 年 7 月 1 日は 44 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該標準賞与額に

基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年11月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から6年3月31日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より低いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年11月から5年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、3年11月から4年11月までは34万円と記録されていたところ、同年12月3日付けで、同年10月の定時決定が取り消された上、遡って24万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、同日付けで、A社の被保険者であった22人についても、申立人と同様に標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の経理担当役員は、当時、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所から標準報酬月額の減額訂正を行うように言われ、代表取締役と相談して届出を行った旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成3年11月から5年9月までに係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成5年10月から6年2月までの期間については、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月）で22万円と記録されて

いるところ、当該処理については上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額とA社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合における標準報酬月額は一致している。

さらに、オンライン記録には、当該期間に係る申立人の標準報酬月額の内容に不合理な点はなく、遡って標準報酬月額の訂正が行われている等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する当該期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料はなく、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成19年9月から同年12月までは24万円、20年1月から同年3月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額と相違している。同社では社会保険事務を行っていたが、平成19年の算定基礎届を誤って届け出てしまったことが分かった。一部期間の給与支給明細書及び源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成19年10月分及び20年1月分の給与支給明細書、並びに19年分及び20年分の給与所得の源泉徴収票によると、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、申立人は、A社では社会保険事務を行っていたとしている。

しかし、A社の会計を委託されている税理士法人の税理士は、「申立人は、申立期間当時、社会保険事務を行っていたが、社会保険事務及び保険料納付は会社が行うべきものであり、同社の事業主が権限を持っており、従業員である申立人は権限を持っていないはずがない。また、標準報酬月額が低く届けられた理由は、同社の事業主の指

示によるものではなく、申立人の単純な記載ミスである。」と供述している。

また、A社の事業主は、「申立期間当時、経営状況は順調であった。」と回答しているところ、同社を管轄する年金事務所は、「同社は、滞納の事実はない。」と回答している。

これらのことから、事業主が申立期間について報酬額の引下げを届け出る事情は見当たらず、申立人は、A社の社会保険事務を担当していたものの、特例法第1条第1項ただし書に規定される特例対象者に該当しないものと判断される。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、平成19年9月から同年12月までは24万円、20年1月から同年3月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和35年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から同年9月1日まで

A社C支店に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社のC支店に昭和35年8月1日に異動になったが、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった申立人に係る人事記録の写しから、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和35年8月1日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成8年8月1日から12年7月1日までの期間及び14年10月1日から15年7月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、8年8月及び同年9月は20万円、同年10月から12年6月までは19万円、14年10月から15年3月までは32万円、同年4月は38万円、同年5月及び同年6月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準賞与額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年8月1日から15年7月31日まで
② 平成15年7月31日から同年8月1日まで
③ 平成15年7月25日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給された報酬額より著しく低い額となっている。また、申立期間②について、同社における資格喪失日も実際に勤務していた期間より短くなっている。さらに、申立期間③に係る賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の

記録が無いので、それぞれ正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成8年8月から12年6月まで及び14年10月から15年6月までの期間について、申立人から提出のあった同年1月から同年6月までの給料明細書及び申立人の当該期間に係る「B銀行C支店普通預金口座の取引推移一覧表」における給料振込額並びにA社において申立人と同職種・同身分の同僚の当該期間に係る給料（支払）明細書及び当該同僚の当該期間に係るオンライン記録（平成21年12月4日の訂正前の記録）から判断して、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成15年1月から同年6月までの期間の標準報酬月額については、当該期間に係る給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、同年1月から同年3月までは32万円、同年4月は38万円、同年5月及び同年6月は32万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成8年8月から12年6月まで及び14年10月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、上記「B銀行C支店普通預金口座の取引推移一覧表」における給料振込額のほか、上記給料明細書並びに上記同僚の当該期間に係る給料（支払）明細書及びこれに対応するオンライン記録から判断して、8年8月及び同年9月は20万円、同年10月から12年6月までは19万円、14年10月から同年12月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①のうち、平成8年8月から12年6月まで及び14年10月から15年6月までの期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が無いため、これを確認できないが、上記のとおり、申立人及び同僚の給料明細書等から確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額とが長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成12年7月から14年9月までの期間については、上記「B銀行C支店普通預金口座の取引推移一覧表」における給料振込額のほか、上記給料明細書並びに上記同僚の当該期間に係る給料（支払）明細書及びこれに対応する

オンライン記録から判断して、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった「平成15年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」から判断すると、申立人が平成15年7月31日までA社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料として、標準報酬月額32万円に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成15年8月1日とし、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が無いため、これを確認できないが、事業主が資格喪失日を平成15年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、申立人に係る平成15年7月支給分賞与明細書及び申立人の給与振込口座の記録により、申立人は、同年7月25日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③の標準賞与額については、上記賞与明細書における保険料控除額から62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が無いため、これを確認できないが、上記のとおり事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成15年7月31日と届け出たことが認められ、その結果、同年7月は被保険者期間とはならないことから、社会保険事務所は、申立期間③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、平成7年8月31日から同年9月10日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月10日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年9月1日から7年8月31日まで
② 平成7年8月31日から同年10月5日まで

オンライン記録では、A社における厚生年金保険の資格喪失日は平成7年8月31日と記録されているが、同年10月頃まで勤務していたと思う。また、標準報酬月額が、同社で実際に支払われていた給与の額より低いので、給与明細書等はないが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、平成7年8月31日から同年9月10日までの期間について、雇用保険の記録及び従業員の供述により、申立人が同年9月9日まで、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年8月31日）の後の平成7年10月5日付けで、当初記録されていた同年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消された上で、遡って同年8月31日と記録されており、かつ、申立人と同様の処理が複数の従業員に対して行われていることが確認できる。

また、A社の社会保険事務担当者は、「申立期間②当時、当社の資金繰りが厳しく、社会保険料が支払えない状況になったため、社会保険事務所（当時）の指導の下、役員5人から6人の標準報酬月額を遡って引き下げ、また、厚生年金保険からの脱退を促された。」と回答しており、当該処理が滞納保険料解消のため、社会保険事務所の指導により行われた一連のものであることがうかがえる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本では、同社は申立期間②も法人事業所であった

ことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断され、社会保険事務所において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成7年8月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である同年9月10日に訂正することが必要である。

なお、平成7年8月の標準報酬月額については、A社における同年7月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成7年9月10日から同年10月5日までの期間について、申立人は、同年10月頃まで勤務していたと主張しているところ、申立人に係る雇用保険の求職者給付の手続日は同年9月21日と記録され、当該期間について勤務の確認ができない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、当該期間における厚生年金保険料の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額が、実際の給与の総額に見合う標準報酬月額と相違していると主張している。

しかしながら、A社の社会保険事務担当者は、「従業員の標準報酬月額を低く届け出たことはない。」と回答している上、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当時の複数の従業員は、「自身の標準報酬月額の記録について、不自然な点は無い。」と供述している。

さらに、申立人に係る当該期間のオンライン記録には、遡って標準報酬月額の訂正が行われている等の不自然な処理は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年4月1日から7年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から11年11月30日まで

A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が、自身の受けていた給与より低額に記録されている。申立期間の一部の給料支払明細書及び源泉徴収票を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から7年2月までは56万円と記録されていたところ、同年3月3日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されている上、申立人と同様の減額訂正処理が、A社の事業主及び一人の役員についても行われていることが確認できる。

また、申立人が提出した平成6年の源泉徴収票等によると、上記減額訂正前の標準報酬月額である53万円及び56万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、A社の事業主は、「当時、社会保険料の支払が厳しい状態で数か月の滞納があったので管轄の社会保険事務所に相談したところ、支払う報酬をそのままにして、標準報酬月額を9万8,000円にすれば、保険料は少額で済むとのアドバイスを受けた。」と回答している。

加えて、A社に係る閉鎖登記簿謄本では、申立人は取締役であったことが確認できるが、上記事業主は、同社における社会保険の届出事務は自らが行っていたとすることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成7年3月3日付けで行われた遡及訂正処理は事実と則したものとは考え難く、社会保険事務所において、標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の6年4月から7年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは56万円に訂正することが必要である。

2 一方、オンライン記録によると、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成7年10月）以降の期間について、申立人に係る標準報酬月額には、遡った訂正処理等、不自然な点は見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人から提出された平成7年、10年及び11年の源泉徴収票で確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料額等と一致又はおおむね一致している。

さらに、平成8年及び9年について、申立人及び事業主は、保険料控除を確認できる資料を有していない。

このほか、申立期間のうち、平成7年10月から11年10月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和51年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年8月31日から同年9月1日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には、昭和51年8月31日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所が退職日と資格喪失日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たことにより、申立期間の記録が欠落している旨主張しているところ、当時の同事業所の社会保険事務担当者は、申立人の主張どおり、申立人の退職日は昭和51年8月31日が正しいと思われる旨の供述をしていることから、同事業所における申立期間の勤務が推認できる。

また、上記社会保険事務担当者は、A事業所では、申立期間当時、月末退職時には、退職した月の給与から厚生年金保険料の控除を行い、翌月に社会保険事務所に納付していたと記憶しており、申立人が8月末日に退職していれば、同月に支給された給与から同月の厚生年金保険料を控除していたと思う旨供述している。

さらに、申立期間とは時期が異なるものの、A事業所の元同僚は、自身が同事業所を月末付けで退職したと供述しているところ、同事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、資格喪失日は同人が退職日とする月末付けとなっていることが確認できることから、申立人について申立期間当時、同事業所から社会保険事務所への届出手続が適正に行われていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人及び上記同僚は、A事業所では残業も無く、基本的に一年間毎月定額

の給与が支払われていたところ、退職した月の給与は、退職前の月の給与と同じ金額であったと思う旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和51年7月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和51年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から賃金台帳として提出された資料及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記資料において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、54 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る健康保険厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から賃金台帳として提出された資料及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記資料において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、54 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年6月1日から同年9月1日まで
② 昭和45年11月28日から同年12月3日まで
③ 昭和47年10月1日から48年1月1日まで

B社（現在は、C社）又はA社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、A社又はD社（現在は、E社）に勤務していた期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの期間についてもそれぞれの会社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。さらに、D社に勤務していた期間のうち、申立期間③の標準報酬月額が直前の記録に比べて低いため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る厚生年金保険被保険者原票において申立期間①に被保険者資格を有する従業員のうち二人は「申立人が当該期間において同社に勤務していたことを覚えている。」旨回答している。

また、上記二人の従業員のうち一人は、A社に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、昭和39年10月21日から平成15年1月1日までの期間、同社において厚生年金保険の被保険者資格を有していることが確認できるところ、「申立人がD社へ異動するまで、毎朝朝礼で顔を合わせていたので、申立期間①において、申立人は間違いなくA社に勤務していた。」旨供述している。また、残りの一人は、上記被保険者原票及びオンライン記録により、昭和38年5月21日から48年6月1日までの期間、A社において厚生年金保険の被保険者資格を有していることが確認で

きるところ、「申立人は、申立期間①において、A社に勤務しており、総務兼経理課長であった。」旨回答している。

さらに、B社及びA社の両社において同僚であった者は、「自分は、B社所属であったが、昭和38年からB社F営業所に単身赴任し、40年早々にはG市にあるA社も兼務するようになっていた。その頃には、既に申立人はA社に勤務していた。」旨供述している。

これらの従業員及び同僚の供述から、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、C社から提出された、B社に係る被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の同社における資格喪失日は昭和40年6月1日と記載されているところ、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の同社における資格取得日は同年9月1日と記載されていることから、B社における資格喪失日からA社における資格取得日まで3か月の空白期間があることが確認できる。

さらに、上記の空白期間について、C社の担当者は、「昭和40年6月1日付けでB社からA社への異動辞令が出ていたにもかかわらず、両社の当時の担当者が共に社会保険手続を失念しており、同年9月の定時決定時にこれに気付いて、B社では辞令の日付で資格喪失届を提出し、A社では定時決定の日付で資格取得届を提出してしまったのではないかと推測できる。」旨供述している。

加えて、A社は、「C社の担当者と相談したところ、正確な日付は不明であるが、申立人がグループ会社に入社し、定年退職するまで間違いなくグループ社内にいるということは一致した意見であり、そのような状況で、申立人について保険料の徴収や納付を怠るようなことはないと思われる。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社に係る被保険者資格喪失確認通知書には申立人の資格喪失日が昭和40年6月1日と記載されており、また、C社の担当者が、B社における資格喪失日及びA社における資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、複数の従業員の供述及びD社に係る商業登記簿謄本により、申立人が同社において代表取締役として勤務していたことは認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、D社は、当該期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記被保険者原票によると、D社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和45年12月3日に、同社において厚生年金保険の資格を取得している者は申立人以外に3人おり、いずれもA社における資格喪失日は申立人と同日の同年11月28日となっていることが確認できるところ、当該3人の従業員への任意包括適用事業所となるための同意をしたか否かについての照会に対し、3人とも「覚えが無い。」旨供述している。

さらに、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票によると、資格喪失日は昭和45年11月28日と記録されており、オンライン記録と一致している上、同原票において遡って訂正が行われている等の不自然な処理は確認できない。

加えて、申立人の後任でA社に異動し、当該期間当時、同社において社会保険事務を担当していた同僚は、「辞令に基づいて、資格喪失届の手続を行ったと思う。したがって、資格喪失日以降の給与計算及び社会保険料の控除はA社ではなく、D社で行ったのだと思う。」旨供述している。

また、D社の後継会社であるE社は、「社会保険関係書類の保管期限は、社内規定により10年のため、当時の書類は全て廃棄処理済みである。」と回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、D社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同じ昭和47年10月に定時決定の記録がある従業員3人のうち一人の標準報酬月額は上がっており、残りの二人の標準報酬月額には変更が無く、当該定時決定時に標準報酬月額が下がっているのは申立人だけであることが確認できるものの、同原票において遡って訂正が行われている等の不自然な処理は確認できない。

また、E社は、上記のとおり、社会保険関係の資料は保管期限切れのため廃棄したとしていることから、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は給与明細書等の資料を保管しておらず、上記3人の従業員にD社勤務当時の給与明細書の保有状況について照会したところ、いずれも「保有していない。」旨回答があり、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年4月1日から6年5月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年4月から同年9月までは18万円、同年10月から5年9月までは30万円、同年10月から6年4月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月1日から6年5月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低い。そのため、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年4月から6年4月までの期間について、オンライン記録によると、厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、4年4月から同年9月までは18万円、同年10月から5年9月までは30万円、同年10月から6年3月までは32万円と記録されていたところ、同年4月15日付けで、4年10月及び5年10月の定時決定を取り消され、4年4月に遡って8万円に減額訂正され、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年5月1日）まで継続していることが確認できる。

また、申立期間にA社において、申立人と同様に標準報酬月額が遡って減額訂正されている被保険者は5人いることが確認できるところ、そのうちの一人は申立人と同日付けで同様の減額訂正が行われている。また、ほかの二人は、資格喪失後において申立人と同日付けで平成4年8月1日の資格取得時に決定された標準報酬月額を減額訂正されており、残りの二人については、同年1月24日付けで3年10月の定時決定を取り消され、同年4月1日に遡って標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

さらに、上記被保険者5人に照会したところ、回答のあった一人からは、「申立期間当時は経営が厳しく、給与の遅配、未払いがあった。」旨回答していることから、A社において厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

加えて、商業登記簿謄本によると、申立人が申立期間において取締役であったことは確認できない上、同僚は、申立人が企画及び制作の業務に従事していた旨回答していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成6年4月15日付けで行われた当該遡及訂正処理は事実在即したものとは考え難く、申立人について、標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の4年4月から6年4月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年4月から同年9月までは18万円、同年10月から5年9月までは30万円、同年10月から6年4月までは32万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成2年12月から4年3月までの期間については、遡って標準報酬月額の訂正が行われている等の不自然な処理は見当たらない。

また、当時のA社の事業主は所在が不明のため、申立人の当該期間当時の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、当該期間の全期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を有する同僚及び従業員二人に照会したところ、一人から回答があったが、給与明細書等を保管しておらず、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 22 年6月2日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 21 年4月から 22 年5月までの標準報酬月額については、30 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年4月1日から 22 年頃まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、徴兵されていた期間はあったが同社には継続して在籍し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 21 年4月1日から同年 10 月 23 日までの期間については、B 県健康福祉部社会福祉局社会援護課長が発行した軍歴証明書から、申立人は、19 年 2 月 10 日に入営し、21 年 10 月 23 日に召集解除となったことが確認できる。一方、オンライン記録によると、申立人は、A社において、19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、21 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このことについて、A社の人事担当者は、「当社の社員として入営したのであれば、少なくとも復員までは、在籍の扱いをしていたのではないかと思われる。」旨供述している上、当該資格喪失日は陸軍に召集されていた期間であり、当該日に被保険者としての資格を喪失していたことは考え難く、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきも

のであると考えられる。

また、申立期間のうち、昭和21年10月23日から22年6月2日までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、同年6月1日付けで標準報酬月額が改定されている記録が確認できることから、申立人は、同年6月1日までは同社に在籍していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和22年6月2日であると認められる。

なお、昭和21年4月から22年5月までの標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成3年10月から4年7月までは53万円、同年8月から5年2月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年3月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、取締役ではあったが、技術部門の担当であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年3月31日より後の同年6月7日付けで、3年10月から4年7月までは53万円が8万円に、同年8月から5年2月までは41万円が8万円にそれぞれ遡って訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成5年6月7日に同社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の従業員は、「申立人は、申立期間当時、同社では取締役であったが、技術部門の担当であり、厚生年金保険関係事務及び経理事務に関与する立場にはなかった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年10月から4年7月までは53万円、同年8月から5年2月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年5月1日まで

昭和28年4月1日の吸収合併に伴い、A社勤務となったにもかかわらず、移籍当初1か月の加入記録が欠落している。21年3月1日にB社に入社して以降、継続して勤務したので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の人事記録（職員名簿）、B社及びA社C部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和28年4月1日にB社からA社に移籍し、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員は、「B社とA社とは、吸収合併という形で一緒になった。合併は、期日を期して画然と行われたのではなく、1年くらい前から両社混然としていた。移籍した方は、申立人を含め特に勤務が途切れることは無かった。当時、申立人は商品の在庫管理、倉庫管理等を担当していた。」と供述していることから、申立人は、両社の合併時において継続して勤務していたことが推認できる。

また、上記被保険者名簿によれば、昭和28年4月にB社がA社に合併された際、B社の被保険者32人がA社（C部）に移籍していることが確認できる。

しかしながら、このうち27人は昭和28年4月1日にA社（C部）において資格を取得しているものの、申立人を含む5人は、同年5月1日に資格を取得しており、被保険者期間に1か月の空白が認められる。また、そのうち二人については、上記人事記録の入社前略歴欄に「昭和28年4月1日、B社より引継」と記載され、申立期間において継続勤務が確認できるものの、申立人を含む3人については、人事記録が残されていな

い。なお、同社保管の人事記録については、29年に退職（厚生年金保険被保険者資格の喪失月も同一）している社員のものの確認できる一方、オンライン記録によれば、56年に厚生年金保険被保険者資格を喪失している社員について人事記録が残されていないなど区々となっている状況が認められ、必ずしも厚生年金保険の被保険者記録と一致していないことがうかがえる。

さらに、前述の元従業員から、B社からA社への移籍前後の申立人の勤務実態に変更は無く、商品の在庫管理、倉庫管理等を担当していたとの供述もあることから、厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと考えるのが相当であり、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されていない。給与明細書を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 26 万円とされているが、A社から提出のあった賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報

酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間について、誤って社会保険事務所（当時）に実際の給与より低い報酬月額の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成3年1月21日、資格喪失日が5年1月1日とされ、当該期間のうち、3年1月21日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年1月21日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月21日から同年2月1日まで

申立期間の厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたが、同社における資格取得日が平成3年2月1日となっており、実際の入社日である同年1月21日と相違している。私は、同社には途中で入社したが、同時期に中途入社した同僚は入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致している。申立期間について、B社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答により、申立人は、A社に平成3年1月21日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年2月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成3年1月21日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち、同年1月21日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年1月21日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月21日から同年2月1日まで

申立期間の厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたが、同社における資格取得日が平成3年2月1日となっており、実際の入社日である同年1月21日と相違している。私は、同社には途中で入社したが、同時期に中途入社した同僚は入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致している。申立期間について、B社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答により、申立人は、A社に平成3年1月21日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年2月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成3年1月21日、資格喪失日が11年10月1日とされ、当該期間のうち、3年1月21日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年1月21日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月18日から同年3月1日まで

申立期間の厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたが、同社における資格取得日が平成3年3月1日となっており、実際の入社日である同年2月18日と相違している。私は、同社には途中で入社したが、同時期に中途入社した同僚は入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致している。申立期間について、B社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答により、申立人は、A社に平成3年2月18日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年3月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成3年1月21日、資格喪失日が11年10月1日とされ、当該期間のうち、3年1月21日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年1月21日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月25日から同年3月1日まで

申立期間の厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたが、同社における資格取得日が平成3年3月1日となっており、実際の入社日である同年2月25日と相違している。私は、同社には途中で入社したが、同時期に中途入社した同僚は入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致している。申立期間について、B社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答により、申立人は、A社に平成3年2月25日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年3月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年8月12日は22万4,000円、同年12月30日は19万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日
② 平成17年12月30日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。給与支給明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された回答書及び賃金台帳並びに申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書における厚生年金保険料控除額から、平成17年8月12日は22万4,000円、同年12月30日は19万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月12日は18万7,000円、同年12月24日は27万7,000円、17年8月12日は22万8,000円、同年12月30日は28万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月12日
② 平成16年12月24日
③ 平成17年8月12日
④ 平成17年12月30日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。銀行預金通帳の写しを提出するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された回答書及び賃金台帳並びに申立人から提出された銀行預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、平成16年8月12日は18万7,000円、同年12月24日は27万7,000円、17年8月12日は22万8,000円、同年12月30日は28万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月及び同年10月
私は、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から当時の納付状況等に関して電話による聴取及び文書による照会に対する協力が得られないことから、当時の状況が不明である。

また、申立期間に係る未加入期間国年適用勧奨が平成18年5月25日に行われ、その後国民年金の再加入手続きがとられていることがオンライン記録で確認でき、申立期間の保険料は時効期間が経過する前の19年10月までに納付しなければならぬこととなるが、申立人の平成17年分、18年分及び19年分の確定申告書の社会保険料控除欄に記載されている当該各年分の支払保険料額は、申立人が申立期間前後に勤務していた会社から提供のあった17年分の源泉徴収票に記載されている「社会保険料等の金額」並びに17年分、18年分及び19年分の報酬支払調書に記載されている「社会保険料」の金額（いずれの金額も年末調整未済）と一致していることから、上記当該各年分の確定申告書の支払保険料額に申立期間の保険料が含まれていないと認められるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年11月から52年11月まで
私の夫は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫は、申立人が20歳になった時に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間直後の昭和52年12月19日に任意加入したことにより53年1月に払い出されており、申立期間は婚姻後の国民年金の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、上記手帳記号番号が記載されている年金手帳を1冊のみ所持し、ほかに手帳を所持したことはないと説明しているほか、申立人が20歳時の昭和50年*月から申立期間終期の52年11月までの期間について、国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認調査を日本年金機構に依頼した結果、申立人の氏名は記載されておらず、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から52年3月まで

私の父は、私が20歳になった時に、私の国民年金の加入手続をし、結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」が昭和49年*月*日と記載されていることから、父親が申立期間の保険料を納付していたと思うと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の52年6月に当時被保険者資格の得喪の届出及び保険料の納付等の事務を受託していた事業団（年金事務組合）で払い出され、当該事業団の国民年金記号番号簿（兼納付状況調）では、保険料の徴収開始月は52年4月と記載されていること、当該払出時点では申立期間のうち49年1月から50年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、その後の同年4月から52年3月までの期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は父親から保険料を遡って納付したという話を聞いたことはないと説明していること、申立人は上記手帳記号番号が記載された年金手帳を1冊のみ所持し、ほかに手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年3月
② 昭和59年4月から62年3月まで

私は、昭和62年秋頃に申立期間①の国民年金保険料と申立期間②の追納保険料をまとめて納付した。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が申請免除で保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和62年秋頃に申立期間①の保険料と申立期間②の申請免除期間の追納保険料をまとめて納付したと説明しているが、申立人がまとめて納付したとする保険料額は申立期間①及び②の保険料合計額と大きく相違している。

また、申立期間①については、上記保険料を納付したとする時点で当該期間は時効により保険料を納付することはできない期間である上、申立人は当該期間直後の昭和62年4月から同年9月までの期間の保険料を同年9月に納付しているが、当該納付時点でも当該期間の保険料は時効により納付することはできない期間である。

申立期間②については、当初、申立人は当該期間の保険料を区役所で納付したと説明していたが、その後、区役所か社会保険事務所（当時）だったかは憶えていないと説明しており、保険料の納付場所に関する記憶が曖昧であること、保険料の追納申込みを行った場合、追納申込承認通知書と追納保険料納付書が発行されるが、申立人は当該期間に係るこれらの書類を受け取った記憶が曖昧であることなど、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月から 2 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月から 2 年 6 月まで
私の母は、私の国民年金保険料の未納分の納付書が届いた時、私の将来を心配して保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、加入手続の時期に関する記憶が曖昧であるほか、納付したとする保険料額は申立期間当時の保険料と相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 4 年 6 月頃に払い出されており、申立人は申立期間直後の 2 年 7 月から 3 年 3 月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できる一方、上記の払出時点では申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人及びその母親は、現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に国民年金の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から4年3月まで
私の母は、私が大学生だった20歳当時に私の国民年金の加入手続を行い、就職するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、申立人を含めた3人の子供の国民年金の加入手続をいずれも20歳当時に行ったと説明しているが、申立人の二人の弟の国民年金手帳の記号番号はいずれも平成6年2月頃に払い出されており、次男は23歳、三男は20歳で加入手続を行っているなど、国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、母親は申立期間当時に申立人の年金手帳を受け取り、申立人に当該手帳を渡したと思うと説明しているが、申立人は手帳を受け取った記憶が無く、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12427 (事案 3273、7498、10376 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から45年2月まで

私は、区役所で昭和43年3月及び44年3月に、それぞれ1年分の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び納付していたとする保険料額に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年9月時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月25日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対して申立人は再申立てを行い、申立期間中の昭和43年3月と44年3月にそれぞれ1年間分の保険料を一括納付した記憶があり、いずれの納付時にも1年間分の保険料を一括納付するために自身の月給の3か月分程度を準備しその中から納付したと説明しているが、その金額は当時の保険料額と大きく相違するほか、申立人は申立期間当時に国民年金手帳は渡されなかったと説明しているが、その当時は現年度保険料の納付は年金手帳への印紙検認方式により行われていたなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、当委員会における口頭意見陳述の結果からも申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないとして、平成22年5月26日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対して申立人は再々申立てを行い、申立期間の保険料を納付していたことは間

間違いないと説明しているが、委員会の当初の決定を変更するに足りる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、平成23年3月24日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料を納付していたことは間違いがないとして4回目の申立てを行っているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないなど、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年3月まで

私は、昭和63年4月頃に区出張所で私たち夫婦の国民年金の加入手続を行った際、国民年金保険料を2年分遡って納付することができると教えられたので、送付された納付書で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は遡って納付したとする保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和63年5月頃に払い出されており、この払出時点では、申立期間のうち60年4月から61年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は63年4月頃に国民年金の加入手続を行った後に送付された納付書で保険料を納付していたと説明しているが、申立期間のうち62年1月から同年3月までのものと考えられる過年度納付書が平成元年3月に作成されていることがオンライン記録で確認できることから、申立人が手帳記号番号の払出しを受けた頃に保険料を納付していたとする申立内容とは相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年4月まで

私の夫は、昭和63年4月頃に区出張所で私たち夫婦の国民年金の加入手続を行った際、国民年金保険料を2年分遡って納付することができるかと教えられたので、送付された納付書で保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫婦二人分の保険料を納付したとする夫は納付したとする保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和63年5月頃に払い出されており、この払出時点では、申立期間のうち60年4月から61年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の夫は、63年4月頃に国民年金の加入手続を行った後に送付された納付書で保険料を納付していたと説明しているが、申立期間のうち62年1月から同年3月までのものと考えられる過年度納付書が平成元年3月に作成されていることが申立人の夫のオンライン記録で確認できることから、申立人の夫が手帳記号番号の払出しを受けた頃に保険料を納付していたとする申立内容とは相違しているなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12430 (事案 10797 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月から同年11月まで
私の母は、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間の保険料の納付場所、納付回数及び保険料額等に関する記憶が曖昧であり、母親は申立期間の保険料額に関する記憶が定かでなく、母親は申立期間当時に申立人の国民年金再加入手続を行ったと説明しているが、申立人は申立期間の国民年金の再加入手続を行わないまま厚生年金保険被保険者資格を再取得したため、未加入期間適用勧奨の対象とされ、平成12年2月21日に作成された国民年金未適用者一覧表に記録されたことがオンライン記録で確認できるほか、申立期間は国民年金加入期間として13年1月16日に記録追加されており、この記録追加時点では申立期間は時効により保険料を納付することができないなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成23年5月18日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は再申立てを行い、申立期間の保険料は母親が納付していたと説明しているが、委員会の当初の決定を変更するに足りる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年8月から15年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月から15年3月まで
私の父は、平成14年10月頃に私の国民年金保険料の学生納付特例の申請手続きを行ってくれた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により免除されていたことを示す関連資料が無く、申立期間当時、学生納付特例の承認の始期は申請日の属する月の前月からとされていたため、申立人の父親が学生納付特例の申請を行ったとする平成14年10月時点では、申立期間のうち同年8月は、制度上、学生納付特例の申請を行うことができない期間であること、学生納付特例の申請手続は年度ごとに行うこととなっており、申立人は申立期間後の15年度及び16年度について、申立人の妹は16年10月から17年3月までの期間、17年度及び18年度についてそれぞれ学生納付特例の承認期間となっていることがオンライン記録で確認でき、申立人及びその妹の申請手続を行ったとする父親は、それぞれ複数回申請手続を行ったものと考えられるが、父親は申請を行ったのはそれぞれ1回のみと説明しており、申請回数の記憶が曖昧であることなど、申立人が申立期間の保険料を学生納付特例により免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの期間及び54年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

私は、20歳になった頃、区役所で国民年金の加入手続きを行い、昭和46年4月頃から52年3月頃まで国民年金保険料を納付していた記憶がある。その後は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付しており、確定申告書にも保険料の支払額が記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付場所、納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の昭和48年1月に払い出されており、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であったが、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であり、妻も当該期間の保険料が未納となっているほか、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人及びその妻は当該期間に不在被保険者となっていたことが確認できる。また、申立人は、保険料の領収証書を税理士に提出して確定申告書を作成してもらっていたと説明しており、申立人が所持する昭和54年分、55年分及び56年分の確定申告書(控)に記載されている保険料の支払額は、53年度の12か月分、55年度の9か月分及び56年度の24か月分の保険料額と一致していることから、54年度の保険料の支払額は含まれていないと考えられるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年8月までの期間、同年10月から7年2月までの期間、同年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から同年8月まで
② 平成6年10月から7年2月まで
③ 平成7年4月及び同年5月

私は、20歳になって1年半くらいたった頃、父と一緒に区役所で国民年金の加入手続を行い、後日、父に未納分の国民年金保険料として十数万円を遡って一括納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成8年4月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であったが、父親が遡って一括納付したとする保険料の金額は、申立期間を含む6年度及び7年度の2年分の保険料を一括納付した場合の金額と大きく相違するほか、父親は保険料の納付場所に関する記憶も曖昧であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12436 (事案 2129 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 6 月に結婚した後、母にお金を出してもらい、夫婦二人分の国民年金保険料を遡って全て納付した。前夫もそのことを知っていると思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入時期及び遡って納付したとする保険料の納付時期、納付金額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、昭和 47 年 6 月に結婚した後、申立人の母親にお金を出してもらい、夫婦二人分の保険料を遡って全て納付し、前夫もそのことを知っていると思うと主張しているが、申立人の前夫は、結婚した後、申立人がまとめて保険料を納付したと聞いたことはなく、申立人が母親にお金を立て替えてもらい保険料を納付したのは結婚前の話であると説明している。

また、申立人が上記前夫と結婚した時期は、第 1 回特例納付の実施期間であったが、申立人及びその前夫は、特例納付に関する記憶は無いと説明しており、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していないものと認めることはできない。また、昭和 58 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年4月から同年6月まで
② 昭和 58 年1月から同年3月まで

私は、昭和 58 年1月頃にA区役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間②の国民年金保険料を納付したが、加入手続前の申立期間①の保険料は納付していない。申立期間①の保険料が納付済みとされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①の国民年金保険料を納付したのではなく、申立期間②の保険料を納付した。」と主張しており、その根拠として申立人が所持する年金手帳に「S57年度1月分より(S.58.1~)」と自身で記入したメモ書きのことを挙げている。なお、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和 58 年2月に払い出されていることが確認でき、「58 年1月頃にA区役所B出張所で加入手続を行った。」とする申立人の主張に不自然さは見られない。

しかしながら、A区は、「申立期間当時、2月頃に国民年金の加入手続を行った場合は、前年の4月からの保険料の納付書が発行される。」としていることから、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、申立人に対して昭和 57 年度分の納付書が送付された事情がうかがえる。その上、A区の年度別納付状況リストによれば、57 年度分である申立期間①の保険料が納付済み、申立期間②の保険料は未納とそれぞれ記録されており、このことはオンライン記録においても確認できる。これらのことを踏まえると、申立期間①の保険料は、当該手帳記号番号の払出しの時点において納付が可能であり、申立人が主張する前述の年金手帳におけるメモ書きを根拠として申立人が申立期間①に係る納付書を使って納付したことを否定することはできず、また、申立期間②に係る納

付書のみを使って納付したとも断定することはできない。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、このほか、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していないものと認めることはできない。また、申立期間②の保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12438 (事案 3312 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで
私は、毎月、集金人を通じて申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納又は申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は保険料を納付していたとする場所、納付金額、納付方法等に関する記憶が曖昧である上、一緒に保険料を納付していたとする妻も、申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われているところである。

今回、申立人は、前回の通知に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から新たな資料の提出や具体的な説明は無い。なお、申立期間当時に申立人が居住していたA区の広報誌によれば、A区では、集金人による保険料の集金は、昭和37年4月から開始されており、集金の頻度も4か月に1度であったことが確認できることから、申立人の主張に整合性がみられない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな周辺事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12439 (事案 3313 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで
私の夫は、毎月、集金人を通じて申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする夫は納付場所、納付金額、納付方法等に関する記憶が曖昧である上、申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われているところである。

今回、申立人は、前回の通知に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から資料の提出や具体的な説明は無い。なお、申立期間当時に申立人が居住していた A 区の広報誌によれば、A 区では、集金人による保険料の集金は、昭和 37 年 4 月から開始されており、集金の頻度も 4 か月に 1 度であったことが確認できることから、申立人の主張に整合性がみられない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな周辺事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から17年11月までのうち約2年間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から17年11月までの期間のうち約2年間
私の母は、納付したとする具体的期間及び納付時期は明確ではないが、申立期間のうち、約2年の期間に係る私の国民年金保険料をまとめて納付してくれていたはずである。申立期間の全ての保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、申立人の手帳記号番号の前後の番号30人の被保険者に対して、20歳到達の生年月日順に手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、申立人が20歳に到達した平成8年*月頃に行政側から職権により払い出されたものと考えるのが自然である。

また、申立人は、「私の母は、納付したとする具体的期間及び納付時期は明確ではないが、申立期間のうち、約2年の期間に係る国民年金保険料をまとめて納付してくれていたはずである。」と主張しているが、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、「平成10年から14年頃までの間のうち、遡って納付することが可能な2年分くらいの期間に係る保険料を、まとめて納付した。」と述べ、申立人が主張する申立期間とやや相違している上、申立人の母親はまとめて納付したとする保険料の納付金額、納付場所及び納付方法に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人の母親が保険料を納付したとする時期は、平成9年1月以降の基礎年金番号制度が導入された後の時期であり、年金記録の事務処理の電算化の進展により当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立期間の保険料の納付記録が漏れたり誤ったりするとは考え難い。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12441 (事案 4063 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月から46年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで

私の夫は、家業の店が加入するA組合を通じ夫婦二人分の国民年金保険料を納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、前回の申立てにおいて、i) 申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ii) 申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる夫から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である上、iii) 申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたとするA組合では、申立期間においては保険料徴収業務を行っていないと回答しているなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない、iv) また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年2月時点では、申立期間のうち、37年5月から41年12月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、申立人には夫が過年度納付可能な期間についても保険料を遡って納付した記憶も無い上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年4月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われているところである。

今回、申立人は、前回の通知に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から新たな資料の提出や具体的な説明は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな周辺事情等も見当たらないことから、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 また、申立人は、今回新たに申立期間②を追加し、申立期間①と同様に、申立人の夫が、A組合を通じ夫婦二人分の保険料を納めていたとして、申し立てている。しかし、A組合は、「当組合が組合員の保険料の徴収を行っていたのは昭和47年4月以降である。」と回答していることから、申立人の主張に整合性がみられない。

さらに、オンライン記録によれば、当該期間②に係る申立人の夫自身の保険料は納付済みであることが確認できるものの、戸籍の附票によれば、申立期間②当時、申立人とその夫はそれぞれ異なる住所を定めていたことが確認でき、申立人の被保険者名簿に「不在被保険者45年6月1日」と記載されているなど、申立期間②において、申立人に対し夫の保険料の納付書と一緒に納付書が送付されていたとは考え難い。

加えて、申立人の夫が、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の当該期間の保険料を納付したとする申立人の夫から当時の事情を聴取することが困難であるため、申立人の保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の夫が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月から15年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月から15年9月まで

私は、A区役所で申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行った。当該手続の時期は憶えていないが、その回数は最初の1回だけだった。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったが、当該手続を行った回数は最初の1回だけだった。」と述べているが、申立期間に係る申請免除は、オンライン記録によれば、一度も行われていない。その上、申立期間当時における免除申請手続は、制度上、毎年度行う必要があり、1回の免除申請により申立期間に係る保険料の全てを免除することはできない。

また、申立期間直後の平成15年10月は、オンライン記録によれば、同年11月に免除申請が行われ、申請免除承認期間とされていることが確認できるが、申立期間に係る保険料が免除されていた場合、申立期間のうち、同年4月から同年9月までの期間に係る免除申請手続及び前述の同年10月に係る免除申請手続の両方の手続を同一年度内に2回行うこととなり不自然であることから、同年4月から同年9月までの免除申請手続は行われていなかったものとするのが自然である。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間後の平成16年7月12日付けで、申立人に対し過年度納付書が作成されていることが確認できることから、申立期間のうち、14年6月から15年9月までの期間の保険料は、当該納付書の作成時点においては、未納であったものと推認できる。

その上、申立期間は、平成9年1月以降の基礎年金番号制度が導入された後の時期であり、年金記録の事務処理の電算化の進展により当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立期間に係る保険料の納付記録が漏れたり誤ったりするとは考え難

い。

加えて、申立人が申立期間に係る免除申請手続きを行っていたことを示す関連資料が無い上、申立人は、申立期間に係る免除申請手続きの時期、免除承認通知の有無の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料の免除申請を行っていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 54 年 3 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私は、20 歳から国民年金に加入しているはずであり、年金事務所から届いた書類にもその旨記載されている。また、最近、私の昭和 54 年 4 月から 62 年 2 月までの期間に係る国民年金の納付記録も見つかったのだから、私が 20 歳になった 47 年*月から 54 年 3 月までの申立期間の記録も見つかるはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、昭和 55 年 4 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無く、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当該手帳記号番号の払出し時点は、第 3 回特例納付の実施期間であるものの、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親から、当時の事情を聴取することができないため、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、申立人は、「20 歳から国民年金に加入しているはずであり、年金事務所から届いた書類にもその旨記載されている。」と述べているが、年金事務所から届く書類における被保険者となった年月日や国民年金加入期間は、加入手続の時期にかかわらず、被保険者の 20 歳到達日や厚生年金保険の被保険者資格の喪失日等を基に国民年金の被保険者資格の取得日が記載されるものであり、実際に国民年金の加入手続をした時点や保険料の納付を開始した時点を示すものではない。なお、申立人は、「私の昭和 54 年

4月から62年2月までの国民年金の納付記録も見つかったのだから、私が20歳になった47年*月から54年3月までの申立期間の記録も見つかるはずである。」と述べているが、申立人が申立ての理由として主張する当該期間に係る納付記録は、平成22年10月に年金加入記録回答票などを契機に、厚生年金保険の記号番号を基に付番された基礎年金番号に国民年金手帳の記号番号が統合されたことにより確認されたものであり、申立期間に係る納付記録の存在をうかがわせる事情とは認め難い。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から56年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から56年2月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料と併せて、毎月、自宅に届いた納付書を持参して郵便局で納付していた。なお、所持する年金手帳に初めて被保険者となった日が昭和50年4月1日と記載されているので、この日に国民年金に加入したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、昭和59年11月に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該年金手帳のほか、手帳を所持した記憶が曖昧であることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間は、当該手帳記号番号が払い出された時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「毎月の保険料の納付金額は、申立期間始めの昭和50年4月頃は、1,000円から2,000円の付加保険料と合わせて5,000円から6,000円だったと思う。その後いくら上がっていったかは憶^{おぼ}えていない。」と述べており、申立人が納付したとする付加保険料も含む当該保険料の納付月額、当時の保険料月額と大きく相違する。

さらに、申立人は、「年金手帳に初めて被保険者となった日が昭和50年4月1日と記載されているので、私はこの日に国民年金に加入したはずだ。」と述べているが、年金手帳における当該年月日は、加入手続の時期にかかわらず、被保険者の20歳到達日や厚生年金保険の被保険者資格の喪失日等を基に国民年金の被保険者資格の取得日が記載されるものであり、実際に国民年金の加入手続をした時点や保険料の納付を開始した時点を示すものではない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)が無い上、申立人は申立期間の保険料及び付加保険料の納付頻度に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、同年8月の保険料の還付に関する記録については、訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月
② 平成元年8月

私の妻は、私が二回目の厚生年金保険適用事業所を退職後、夫婦二人の国民年金保険料を納付していた。申立期間②の保険料は、年金事務所から「時効後に納付されたので還付通知書を送付したが、還付請求書が提出されなかったため、時効により還付請求権が消滅した。」と回答されたが、還付通知書は受け取っていない。

申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料の還付請求権が時効とされ、保険料が還付されてなかったことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続の時期に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたとする妻は当該期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であるほか、当該期間直後の平成元年7月の保険料は、3年8月23日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、当該期間の保険料が時効後に納付されたため、平成3年10月8日に過誤納金が発生し、同年同月21日に還付決議がされていることがオンライン記録で確認できるが、当該記録の「請求者氏名」、「請求者住所」、「金融機関名」、「口座番号」及び「送金（支払）通知書作成年月日」等が空白となっており、還付決定が行われ、申立人にその旨の通知がなされたものの申立人から還付請求は行われなかったものと考えられる。また、申立人は還付請求に係る「国民年金保険料過誤納額還付・充当

通知書」及び「国民年金保険料還付請求書用紙」を受領していないと説明しているが、上記還付決議が行われた平成3年10月前後で申立人の住所に変更は無く、当該決議後の申立人の保険料が納付されていることから当該期間の保険料の納付書は申立人に届いており、同様に上記通知書等も申立人に届いていたと考えられるなど、申立人に係る還付事務処理に不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②の保険料の還付に関する記録については訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 63 年 3 月まで

私の母は、市役所から督促されたので昭和 63 年 3 月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を 2 回に分けて遡って納付してくれた。1 回目は 9 か月分として約 9 万円を加入手続き時に市役所で納付し、2 回目も 9 か月分として約 9 万円を市役所の支所で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、当初は 1 回目の納付期間が約 6 か月であると説明していたが、申立期間は 18 か月であると説明したところ、1 回目の納付期間は申立期間のうち半分の 9 か月であると申立内容を変更するなど、申立期間の保険料の納付期間に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 2 年 3 月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間直後の昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料は平成 2 年 7 月 20 日に過年度納付され、上記払出後の同年 4 月から同年 7 月までの保険料は同年同月に現年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、それぞれの納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の母親は加入手続き時に交付されたとする年金手帳を 1 冊所持しているが、当該手帳は「平成」の年号が印字されていることから、平成以後に作成されたものであり、申立人は別の手帳を所持していた記憶は無いなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親

が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から平成元年12月まで
私の母は、私が大学生の時に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。私は、平成3年4月から就職し、自身で保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び平成3年4月以前の保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び同年同月以前の保険料を納付していたとする母親は加入手続きの時期に関する記憶が曖昧である。

また、母親は申立人の国民年金加入当初の保険料の納付額は9,000円程度であったと説明しているが、当該納付額は申立期間当初の保険料額と相違している一方、納付済みと記録されている平成2、3年頃の保険料額に相当することが確認できるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は2年1月に払い出され、申立人が現在所持する年金手帳には同年同月に国民年金に任意加入していることが記載されており、申立期間は国民年金の任意加入対象期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から47年3月まで

私は、昭和43年3月に大学を卒業して、父の会社に就職した。昭和47年頃、両親と一緒に国民年金の加入手続を行い、私の43年3月から加入手続をした時までの国民年金保険料は父が遡って納付してくれ、それ以降は父が事業団の集金により両親の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を遡って納付してくれていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人及びその両親の保険料の収納業務を行っていた事業団が作成していた申立人の「国民年金被保険者台帳領収書発行簿」では、「徴収開始年月」が「昭和47年4月」とされ、47年「4月～6月」分の保険料は納付した日付と金額が記載されているが、昭和46年度欄には納付した日付と金額は記載されていない。

さらに、申立人及びその両親は国民年金手帳の記号番号が昭和47年2月に連番で払い出されており、母親は年金受給資格期間180か月（15年）を満たすために40年8月から47年3月までの保険料を第1回特例納付等により大半の期間を遡って納付していることが特殊台帳で確認できる一方、申立人は徴収開始年月の47年4月時点では25歳*か月であり、年金受給資格期間300か月（25年）を満たすために遡って保険料を納付する必要はなかったほか、父親は36年4月から47年3月までの期間の保険料を特例納付等により大半の期間を遡って納付していることがオンライン記録等で確認できるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年9月から13年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月から13年6月まで
私は、平成12年に会社を退職した後、国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、13年4月か同年5月頃に申立期間の保険料を一括で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が申立期間当初の平成12年9月に厚生年金保険適用事業所を退職し、厚生年金保険加入資格を喪失した際に、申立人に対して12年9月11日を勧奨事象発生日とした国民年金の加入勧奨が行われたものの、申立期間後の14年2月時点で加入手続に至らなかったことがオンライン記録で確認できること、その後、申立期間の加入手続がされた記録は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から49年3月まで

私は、20歳の時に国民年金の加入手続きを行い、申立期間後の昭和49年4月から金融機関で国民年金保険料を納めるようになったが、それ以前の申立期間は区の集金人に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料を毎月納付していたと説明しているが、当時の保険料の納付単位は3か月ごとであり納付頻度が相違するほか、申立人は印紙検認方式で集金人に保険料を納付していたと説明しているが、申立人が当時居住していた区では昭和44年4月から納付書制度による収納を開始しており、保険料の納付方法が相違する。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は申立期間後の昭和49年7月頃に払い出されており、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していること、申立人は平成16年に再発行された手帳を1冊所持し、当初発行された手帳は区に提出して返却されず、それ以外の手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月、同年 4 月及び 57 年 9 月から平成 2 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月及び同年 4 月
② 昭和 57 年 9 月から平成 2 年 12 月まで

私は、平成 3 年 1 月頃に社会保険事務所（当時）へ電話で未納分の国民年金保険料額を計算してもらい、送られてきた納付書で約 38 万円を一括で納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成 3 年 1 月頃に保険料を一括で納付し、その後は前納で保険料を納付していたと説明していたが、保険料を一括で納付した後に受け取ったとする申立人の年金手帳には「再発行 5.3.5」の印が確認できるほか、保険料を前納しているのは平成 5 年度からであることがオンライン記録で確認できることを伝えたところ、申立人は納付したのは平成 5 年かもしれないと説明内容を変更するなど、保険料の納付時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の年金手帳が再発行された平成 5 年 3 月時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は約 38 万円の保険料を遡って一括納付したと説明しているが、その金額は申立期間の保険料額と大きく異なっている一方、納付済みの申立期間直後の 3 年 1 月から 5 年 3 月までの期間の保険料及び 5 年度の前納保険料の合計額は 37 万 2,560 円であり、この金額は申立人が納付したとする金額とおおむね一致しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年5月まで

私は、姉に勧められ、専門学校卒業後の昭和48年10月頃に居住していた区と隣接する区の出張所で国民年金の加入手続を行い、遡って納付することができる期間の国民年金保険料とその年度の保険料をまとめて納付し、その後は年払いで保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は昭和48年10月頃に居住していた区と隣接する区の出張所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の住民登録は44年12月から現在居住している区にあることが住民票で確認でき、申立人は住民登録のない隣の区の出張所において国民年金の加入手続を行うことはできなかったほか、申立人は加入した時点で遡って納付することが可能な期間の保険料とその納付時点の年度の保険料をまとめて納付したと説明しているが、申立人はまとめて納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和52年10月に払い出されているほか、申立期間は平成7年5月に未加入期間から未納期間に記録が整備されたものであることがオンライン記録で確認でき、当該記録整備時点では申立期間は時効により保険料を納付することができなかった。

さらに、申立人は、厚生年金保険の記号番号及び上記手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しており、これ以外に別の手帳を所持していた記憶は無く、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から53年2月までの期間及び54年10月から55年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から53年2月まで
② 昭和54年10月から55年8月まで

私の母は、私が会社を辞めた昭和54年10月に、私と私の夫の国民年金の加入手続を行った。その際、母は一括納付制度の話聞いてきたので、私は、母に頼んで申立期間①に係る夫婦二人分の国民年金保険料を社会保険事務所（当時）において納付してもらった。また、加入手続をした以降の申立期間②に係る夫婦二人分の保険料は、私が、納付書が送られてくる都度納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区に係る国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が主張する昭和54年10月より後の55年10月16日に夫の手帳記号番号と11番違いで払い出されていることが確認できる。また、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間①は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、申立人が母親から聞いたとする一括納付制度が2年の時効期限を越えて保険料を納付することができる特例納付制度であるとしても、第3回特例納付の実施期間は、53年7月から55年6月までの期間であることから、申立期間①は、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、特例納付により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の母親が申立人の保険料と一緒に納付したとする申立人の夫の申立期間①に係る保険料及び申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の申立期間②に係る保険料は、オンライン記録によると、それぞれ未納と記録されていることが確認できる。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、「自分で国民年金の加入手続等を行わなかったため細かいところは分からない。」と述べており、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料の納付を行ったとする母親からは、当時の事情を聴取することができないため、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間①に係る保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から11年3月まで

私は、申立期間当時は大学生だったため、私の父が区役所又は社会保険事務所（当時）で私の申立期間に係る国民年金保険料の免除申請の手続を行ってくれた。申立期間の保険料が未納とされ申請免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時は大学生だったため、私の父が私の申立期間に係る国民年金保険料の免除申請の手続を行ってくれた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成8年5月頃に払い出されていることが推認でき、申立期間当時における学生等の保険料の申請免除の承認期間は、免除の申請のあった日の属する月の前月から申請のあった日の属する年度の末月までの間において必要と認められる月までとされていたことから、申立期間のうち、7年6月から8年3月までの期間は、制度上、申請免除の承認対象とならない期間である。

また、申立人の父親が行ったとする免除申請については、世帯主の所得状況も考慮して審査されるものであり、仮に、申立人の父親が申立期間に係る免除申請を行ったとしても、申立期間における世帯主である申立人の父親の標準報酬月額等からみて、免除申請は承認されなかったものと考えられる。なお、申立期間は、学生本人が所得要件を満たせば在学中の保険料の納付が猶予される学生納付特例制度の開始前の期間であることから、当該制度には該当しない期間である。

さらに、申立期間に係る保険料の免除申請を行ったとする父親は、申立人の国民年金の加入手続並びに保険料の免除申請の手続及び免除の決定通知の受領についての記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から57年6月まで
私の妻は、私が会社を辞め自営業を始めた昭和53年に、夫婦二人の国民年金の加
入手続を行い、申立期間に係る夫婦二人の国民年金保険料を納付してきた。申立期間
の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間より後の昭和59年7月頃に夫婦連番で払い出されていることが推認できる。また、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人は、現在所持する厚生年金保険被保険者証及び国民年金手帳の記号番号が記載されている年金手帳1冊のほかに別の手帳を所持した記憶が無いことなどから、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、53年3月から57年3月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。さらに、申立期間直後の57年7月の保険料は、オンライン記録によると、過年度納付されていることが確認できることから、当該手帳記号番号の払出しの時点である59年7月から同年10月までの間に納付されたものと推認できる。

なお、申立人の国民年金手帳の記号は、A社会保険事務所（当時）が申立期間より後の昭和58年7月以降に同社会保険事務所管内において加入手続を行った被保険者に対して払い出していた記号である上、申立人が所持する年金手帳における手帳交付時の住所は、申立人が58年11月から平成6年2月までの期間に住所を定めていた戸籍の附票と同じ住所が記載されていることが確認できる。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から56年3月まで

私の母は、私が会社を退職した昭和52年8月にA区役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る私の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、母が「B(申立人)の年金を払わないと。」と言っていたのを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が主張する昭和52年8月よりも後の57年2月10日に払い出されていることが確認でき、また、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、52年8月から54年12月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和55年1月から56年3月までの期間は、前述の手帳記号番号の払出しの時点においては、保険料を遡って納付することが可能な期間であるものの、申立人は、「保険料は、母が納付すべき時に納付していたと思うので、遅れて納付したことは無いと思う。」と述べている。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い申立期間に係る保険料を納付したとする母から当時の事情を聴取することが困難であるため、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情

は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 21627 (事案 1113 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 10 日から 48 年 6 月 9 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できないことから、記録を訂正できないとの通知を受けた。

しかし、勤務していたのは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料として名刺の裏面を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が同僚として名前を挙げた者のうち、A社において厚生年金保険の被保険者としての記録の無い者が確認できることから、当時一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられること、また、同社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さはみられないこと等から、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとの判断から、平成 20 年 12 月 25 日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな資料として、当時勤務していたとするA社に所属していた芸能人の氏名が記載された名刺の裏面を提出し、再調査してほしいと再申立てを行っている。

しかし、申立人の勤務実態については、当委員会において、同僚等の供述から申立人が同社に勤務していたことは既に推認しており、今回、申立人から提出のあった名刺の裏面からも勤務実態は推認できるものの、当該名刺は、勤務期間の特定や厚生年金保険

料が控除されていたことを確認する資料には至らない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の適用時等の調査記録には、昭和46年6月4日B省検査済と記録されており、当該検査について、同社に勤務していた従業員に係る出勤簿、賃金台帳及び労働者名簿等を確認し、被保険者となるべき従業員の適用漏れがあるか否かなどを確認していたと考えられ、適用漏れがあればその場において届出書が提出されるよう指導がなされていたと判断することが妥当である。

さらに、A社で社会保険の手続を担当していたとする従業員は、社会保険の届出はきちんと行っていた旨回答している。

以上のことから、申立人からの新たな資料については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年から22年まで
生前、父から申立期間にA社（勤務地は、B市又はC区）及びD社（現在は、E社）F工場又はG工場で勤務していたと聞かされていたが、厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立人が勤務していたとする市区町村において、適用事業所名称にA社が含まれている事業所は6事業所、D社が含まれている事業所は4事業所確認できるが、申立人が勤務していた事業所を特定することができない。

また、A社の後継企業であるH社I事業所は、当時の人事記録が存在しないと回答しており、同後継企業であるJ社は、現存の資料に申立人の在籍の記録なしと回答しており、E社は、保管されている限りの資料には申立人の記録が無いと回答していることから、申立人が勤務していた事業所を特定することができず、勤務状況等についても確認することができない。

さらに、申立人は既に死亡していることから、A社及びD社における同僚等を特定することができず、申立人の各事業所における勤務状況等について確認することができない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、A社及びD社での加入記録は確認できない。

なお、申立人の子は、申立人がD社に勤務していたときは守衛の仕事をしていたとしているが、申立期間のうち、昭和19年10月1日より前の期間は厚生年金保険法の施行

前である上、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）では、筋肉労働者の男子工員のみが同法の被保険者となるとされているところ、申立人の業務内容からは、同法に基づく適用対象者ではなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月31日から同年11月1日まで
A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
月末まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、進学等のためC県へ行くこととなったが、月末まで勤務しないと10月分の給料はもらえないと思っていたため、間違いなく月末まで勤務していた旨供述している。

しかしながら、A社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、A社は、当時の資料は無く、勤務実態及び保険料控除は確認できないと回答している。

また、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した従業員2名は既に死亡している上、申立期間に勤務していた従業員のうち、回答のあった4名から申立人の勤務期間を記憶していたとする供述を得ることができないため、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から9年3月31日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、申立期間当時、社会保険料を滞納したことはあったが、標準報酬月額の遡及訂正手続は行っていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成5年2月から6年10月までは53万円、同年11月から9年2月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月31日より後の同年4月7日付けで、5年10月、6年10月、7年10月及び8年10月の定時決定の記録が取り消され、5年2月に遡及して11万円に減額訂正されており、申立人のほか、取締役一人の標準報酬月額も同様に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間及び上記訂正処理日において同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、平成8年10月頃から9年2月頃まではA社の経営状態が悪く、社会保険料の納付について社会保険事務所（当時）から強く指導されたと回答しており、上記取締役は、社会保険料を滞納した際、社会保険事務所に何度か申立人と相談に行ったと供述している。

さらに、申立人及び上記取締役は、申立人がA社の代表者印を管理していたと回答していることから判断すると、申立人は、同社の代表取締役として上記訂正処理に関与していたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、社会保険の届出事務に権限を有し、自らの標準報酬月額の減

額訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から57年8月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額よりも低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された昭和57年6月分の諸給与支払内訳明細書によると、給与額はおおむね申立人の主張する額となっているが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、上記諸給与支払内訳明細書により、申立人を除くA社の5名の従業員についても、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、A社は、上記諸給与支払内訳明細書以外に申立期間当時の資料は無く、当時の経理担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出等について確認できないと回答しているため、同社から申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間に係る給与明細書等、厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保有していない。

その上、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡はうかがえない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月22日から39年5月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より低くなっている。申立期間には、同社C支店から同社本店に異動したが、昭和38年4月から6月に定期昇給等が行われているはずであり、標準報酬月額が下がるとは考えられないので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、申立人がA社本店において被保険者資格を取得した昭和38年8月22日の標準報酬月額が3万3,000円と記載されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、B社の総務担当者は、申立人が本店で勤務した申立期間の標準報酬月額が低下した理由について、上記決定通知書以外の資料は保管されておらず、当時の担当者も退社しているため不明であると供述しているため、同社から、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同様、同社の他の支店から本店に異動し、昭和38年8月22日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員のうち、申立人のほか6名の標準報酬月額が下がっていることが確認できることから、当該6名に照会したが、標準報酬月額が下がった理由等について供述は得られなかった。

加えて、上記事業所別被保険者名簿には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から 55 年 12 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことが確認できる昭和 54 年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和 54 年分給与所得の源泉徴収票により、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人から提出のあった昭和 54 年分給与所得の源泉徴収票並びに 53 年度及び 54 年度市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書（以下「通知書等」という。）に記載された社会保険料の金額は、各年度の通知書等に記載された給与収入に見合う標準報酬月額から試算される健康保険料及び厚生年金保険料の合計額より著しく低いことから、厚生年金保険料が事業主により控除されていたとは認め難い。

さらに、A社は既に解散し、事業主とは連絡が取れないため、申立人に係る申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 21640 (事案 3277 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 9 月 7 日まで
② 昭和 39 年 9 月 7 日から 40 年 7 月 24 日まで
③ 昭和 40 年 7 月 24 日から同年 12 月 29 日まで

A社の従業員として勤務した期間のうち、申立期間①及び③の厚生年金保険加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、記録訂正を行うことはできないと通知があったが、同社に勤務していたことは間違いなく、同委員会の判断に納得できない。

今回新たな資料として同僚と撮影した写真を提出するとともに、当時の上司や営業所の事務担当者の名前を新たに挙げるので、再調査し、申立期間①及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②の標準報酬月額が実際に支給されていた報酬月額と相違している。当時は4万円程度の給与であったと記憶しているので、調査をして標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てに対しては、申立期間①及び③について、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 8 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。その理由は、申立人が記憶していた同僚に係る雇用保険の記録と厚生年金保険の記録が一致しており申立人についてもほぼ一致していること、また、同僚 3 人は申立人の厚生年金保険の加入状況は分からない旨回答している上、申立期間①及び③においてA社で厚生年金保険の被保険者記録を有する従業員のうち、申立人のことを記憶していると回答した従業員はいなかったこと等から、申立人は申立期間に、厚生年金保険被保険者とし

て厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できないというものであった。

これに対し、申立人は上記通知に納得できず、今回新たに同僚と撮影した写真を提出するとともに、A社における上司や営業所の事務担当者の名前を思い出した旨主張し、再調査を求めている。

しかし、申立人から提出された写真は撮影日時が不明であり、申立人と一緒に写っている同僚は、A社において申立人の厚生年金保険の被保険者期間と重複する被保険者期間を有していることから、当該写真により申立人が申立期間①及び③に同社で勤務していたことを確認することはできない。

また、申立人が新たに思い出した上司及び営業所の事務担当者に照会したところ、上司は、申立人のことを記憶しているが、申立人の勤務期間や厚生年金保険の取扱いについては分からない旨回答しており、営業所の事務担当者は申立人に関する記憶がはっきりしない旨回答している。

これらのことから、今回の再申立てに係る新たな資料や情報は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

申立期間②については、申立人は、厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額より低いと主張している。

しかし、A社の商号の譲渡を受けたB社の事務担当者は、申立期間②に係る当時の資料が残っていないため、申立人の報酬月額や厚生年金保険料控除額は不明である旨回答しており、申立人の申立期間②に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していたA社の上司や営業所の事務担当者及び同僚計7人に照会したところ、5人から回答があったが、厚生年金保険料の控除に関する資料を得ることはできなかった。

そこで、申立期間②において、A社で厚生年金保険の被保険者記録を有する従業員10人に照会したところ8人から回答があったが、厚生年金保険料の控除に関する資料を得ることはできなかった。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 10 月 1 日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、前の期間より低い額に引き下げられていることが判明した。
当時、給料が下がったことは無く、残業も無い会社だったので標準報酬が下がるはずがない。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が、昭和 63 年 8 月の随時改定時に 28 万円であったが、平成元年 10 月の定時決定において 26 万円に引き下げられており、保険料の控除額を証明する給与明細書等は無いため、給与が毎年昇給していた時期なので、不自然であるとして申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の標準報酬月額に係る届出書及び厚生年金保険料控除関係資料を保存しておらず、申立人に係る標準報酬月額に係る届出及び保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録では、申立期間当時、A社で厚生年金保険被保険者資格を有していた 33 人のうち、申立人を含む二人の標準報酬月額が平成元年 10 月の定時決定で引き下げられているが、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な記録訂正の形跡は見当たらない。なお、申立期間とは別の期間に標準報酬月額が低下しているものが 14 人みられる。

さらに、申立人は、申立期間当時給料が下がることは無かったと主張しているが、申立期間当時、申立人が給与の受取りに使用していた銀行口座の取引記録によれば、申立期間の標準報酬月額を算定するための基礎となる平成元年 5 月から同年 7 月までの振込額の平均は、前年 5 月から 7 月までの平均より 3 万円以上低い額となっている。

加えて、申立人が記憶している上司及び同僚並びに従業員に照会したが、申立人の保

険料控除に関する供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月1日から27年4月1日まで
② 昭和27年11月13日から30年6月1日まで

年金記録の照会で脱退手当金を受給していることを初めて知った。しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②において勤務していた事業所を退職した後の昭和30年7月*日に婚姻し、姓が変わっているところ、申立期間①に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の氏名は、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された31年1月31日に近接する同年1月30日に旧姓から新姓に変更されており、当該婚姻日から約6か月後の支給決定であることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間①及び②に係る脱退手当金が支給されたことが記載されており、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間②に係る事業所を退職後、昭和36年3月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から30年1月1日まで
② 昭和30年12月1日から37年1月1日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、申立期間①に係る事業所と申立期間②に係る事業所を管轄する社会保険事務所（当時）はそれぞれ異なっており、申立期間①に係る脱退手当金と申立期間②に係る脱退手当金はそれぞれの社会保険事務所で支給事務を行われていることを踏まえると、二度にわたって申立人の意思が及ばないところで支給事務が行われたとは考え難い。

また、申立期間①について、申立期間①に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和30年5月25日に支給決定されているなど、事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号については、申立期間①と申立期間②は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②について、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年1月1日の前後約2年以内に資格喪失した者が申立人を含めて4人確認できるところ、その全員に脱退手当金の支給記録が確認できるほか、申立期間②に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか申立期間に

係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 1 日から 20 年 3 月 21 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当初に契約した報酬月額よりも低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 15 万円とされているところ、申立期間のうち、平成 17 年 4 月 1 日から 18 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、当初、30 万円と記録されていたが、17 年 10 月 11 日付けで、遡って同年 4 月の随時改定及び同年 9 月の定時決定が行われた結果であることが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、「当時、社会保険料の滞納はあったものの、社会保険事務所（当時）から、遡って標準報酬月額を引き下げることで、滞納額を圧縮させるよう指導された記憶は無い。」旨を述べており、滞納処分票においても、かかる指導が行われたことはうかがえない。

また、オンライン記録によれば、上記の処理が行われた当時にA社の被保険者であった者で、上記の処理が行われている者は、申立人のみであることが確認できる。

さらに、申立人は、「給与は、口座振込みで、振込額は7万円前後であった。」旨を述べているところ、当該期間について、申立人の主張どおりの標準報酬月額に相当する給与が事業主により支払われていたことは確認できない。

これらのことから、平成 17 年 10 月 11 日に行われた処理が、社会保険事務所による不合理な処理であったとまでは言えない。

また、オンライン記録によれば、申立期間のうち、平成 18 年 9 月 1 日から 20 年 3 月 21 日までの期間に係る標準報酬月額は 15 万円であるところ、当該期間について、標準

報酬月額を遡って訂正する等の不自然な点は見当たらない。

さらに、上記のとおり、申立人は、申立期間における給与振込額は7万円前後であったと述べているところ、申立人は、A社からは、給与明細書を受け取っていないとしていることから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月から 49 年又は 50 年まで
② 昭和 49 年又は 50 年から 51 年 1 月まで
③ 昭和 60 年 10 月から同年 12 月末まで又は 61 年 10 月から
同年 12 月末まで

A社及びB社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①は、C事業所の紹介でA社の派遣社員としてD県E店に勤務したが、夫の転勤で退社した。申立期間②は、A社の営業担当を通して同社に就職し、F店の婦人服G売場で勤務した。申立期間③は、B社のアルバイトとしてH店婦人服売場のBショップで勤務していた。各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の事業主及び同社の営業担当者の回答により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間①当時、同社から派遣されて、D県E店の売場で販売業務に従事していたことうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、「会社は既に廃業しており資料が残っていないことから、申立人の言うC事業所と当社の関係は分からない。」旨供述している。

また、A社における申立期間①当時の事務担当者は、「契約社員のマネキンとパートは、厚生年金保険に加入させていなかった。社会保険に加入する場合は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に同時に加入する。また、マネキンは会社と雇用関係はなかった。」と供述していること及び申立人の申立期間①における雇用保険の加入記録が確認できないことから、申立人は同社とは雇用関係が無く、C事業所の社員として同社に派遣されていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、「A社には、C事業所の紹介で派遣社員として入社し、給料はC事業所からもらっていたが、C事業所の名称及び所在地については全然記憶が無

い。」旨供述しており、上記営業担当者も、「申立人の言うC事業所については不明である。」旨供述していることから、C事業所と申立人の雇用関係を確認することができない。

加えて、A社の事業主は、「正社員に関しては全て社会保険に加入させていた。申立人が社会保険に加入していないのであれば、申立人の保険料は控除していなかった。」旨供述している。

- 2 申立期間②について、A社の事業主及び申立人が記憶していた他社従業員の回答により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間②当時、A社から派遣されて、F店で販売業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、上記1のとおり、A社の事務担当者は、「社会保険に加入する場合は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に同時に加入する。」と供述しているところ、申立期間②における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、申立人は、「給料は営業担当に届けてもらったと思う。」と供述しているところ、上記事務担当者は、「A社の給料は現金支給であり、本社の総務が正社員に手渡していた。営業担当から手渡す取扱いは無かった。」旨供述しており、申立人の供述と一致しない。

さらに、申立人は、「申立期間①の営業担当者を通してA社に就職した。」旨供述しているところ、同営業担当者は、「D県E店と同じような仕事があることは申立人に話したことはあるが、申立人の採用にはタッチしていないため、申立人とA社の雇用関係などは分からない。」旨供述していることから、申立人とA社の雇用関係について確認することができない。

加えて、申立人が、「A社からF店に派遣されて一緒に働いていた人が2名いるが、既に亡くなっている。」と供述していた同僚2名の姓は、同社に係る事業所別被保険者名簿で確認することができない。

また、上記1のとおり、A社の事業主は、「正社員に関しては全て社会保険に加入させていた。申立人が社会保険に加入していないのであれば、申立人の保険料控除はしていなかった。」旨供述している。

- 3 申立期間③について、B社の従業員の回答により、申立人は、当該期間のうち、昭和60年12月の一部期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社の事業主は、「当該期間当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務及び保険料控除等については不明であるが、申立人のように3か月だけ勤務した短期従業員の場合は、厚生年金保険に加入させていなかった。」旨回答している上、同社の当該期間当時の経理責任者は、「派遣社員又は勤務日数が少ない人は、厚生年金保険に加入させていなかった。」旨回答していることから、申立期間③当時、同社では、短期間に勤務する従業員は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人がB社ではアルバイトの身分で勤務したとしているところ、同社の複数の従業員は、「アルバイトは社会保険などに加入できなかったと思う。」と回答し

ている。

さらに、申立人が一緒に勤務したとする同僚の記録は、B社に係る事業所別被保険者名簿で確認することができない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで

A店には昭和 36 年から 50 年まで、1 年のうち禁漁になる夏の 2 か月ほどを除き、水産加工の仕事に就労するということを繰り返していた。申立期間のみ加入していないということは考えられない。申立期間も継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A店の所在地を管轄する法務局によると、同店に係る商業登記は確認できず、また、オンライン記録によると、同店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も所在が確認できないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A店に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立期間及びその前後に同店で記録が確認できる申立人及びその妻を除く 7 名の従業員のうち、所在が確認できる 2 名に照会したが、回答が得られないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、A店は、申立期間のうち、昭和 38 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの 1 か月、39 年 7 月 1 日から同年 9 月 5 日までの 2 か月は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

加えて、上記被保険者原票により、申立期間及びその前後に加入記録が確認できる申立人及びその妻を除く 7 名の従業員は、A店が適用事業所ではなくなった日（昭和 38 年 8 月 1 日）に資格を喪失し、同店が適用事業所となった日（昭和 39 年 9 月 5 日）に、再度、資格を取得していることが確認できるが、申立人のみ申立期間前後の上記喪失日及び取得日が相違している上、昭和 38 年 3 月 28 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 25 日から同年 9 月 1 日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には申立期間を含め継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録は、昭和 47 年 3 月 2 日から同年 6 月 25 日まで及び同年 9 月 1 日から 57 年 5 月 31 日までとなっており、当該記録は同社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の記録とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立人を記憶する上司は、「申立期間当時の出来事かどうか定かではないが、申立人がA社の仕事は合わないということで一時期退職し、3、4か月後、やはりここで働きたいということで復職した記憶がある。」旨供述し、他の申立人を記憶する複数の同僚は、「申立人が申立期間に同社で勤務していたかどうかについては、勤務地が違っていてもあり、正確なところは分からない。」旨供述している。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人が昭和 47 年 6 月 25 日に被保険者資格を喪失した際に健康保険証が社会保険事務所（当時）に返納された記載が確認できる上、申立人の被保険者記録が遡って訂正されるなどの不自然な形跡は見当たらない。

なお、A社の元代表者は、「申立人については記憶に無く、また、同社は既に廃業して書類は全く保存していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月10日から6年12月25日まで

A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かであり、厚生年金保険料が給与から控除されていたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元役員から提出された在職証明書及び元経理部長を含む複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間に、現場監督として同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記元役員は、「申立人は、A社では厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨供述し、元経理部長は、「申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは記憶に無い。同社では、正社員でなかった者は厚生年金保険に加入していなかった。申立人は、同社を出たり入ったりしていた覚えがある。」旨供述している。

また、申立人は「A社では、正社員ではなくアルバイト的な社員であった」と供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、当時の事業主から当委員会の照会に対する回答が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月1日から40年7月1日まで
② 昭和40年12月21日から41年10月2日まで

60歳になる前に年金記録を照会した際に、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、退職するときに会社から脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の制度については知らなかったし、脱退手当金の請求手続をしたことや、受給した覚えもないので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間②に勤務したA社を退職後の昭和42年3月28日に申立期間①及び②に係る脱退手当金が支給されている記録があるところ、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である41年10月2日から約5か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求及び受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月12日から40年2月26日まで
平成21年8月頃に社会保険事務所(当時)で年金記録の確認をした際に、申立期間について、脱退手当金が支給されている記録があることを知った。脱退手当金の手続をした覚えも、受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年2月26日の前後各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給要件を有する16名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む9名に支給記録が確認でき、その全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から8か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた1名は、「会社の年金事務担当者が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」旨回答していることを踏まえ、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和40年3月24日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から 42 年 12 月 31 日まで
平成 21 年 9 月に社会保険事務所(当時)から厚生年金保険の期間照会についての回答が来て、申立期間についても脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
申立期間の前に勤務したA社に係る厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金は、同社を退職したときに受給したが、B社に勤務した申立期間については、脱退手当金を受給していないので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録上、申立期間に勤務したB社と申立期間の前に勤務したA社の2社に係る2回の厚生年金保険被保険者期間を対象として、昭和 44 年 1 月 14 日に脱退手当金が支給決定されているが、申立人は、A社に勤務した期間に係る脱退手当金については、同社を退職後に受給したが、申立期間であるB社に係る被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶は無いと主張している。

しかし、日本年金機構の記録では、申立人が主張しているA社退職後には脱退手当金の支給記録は確認できず、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、上記申立期間後の支給決定の記録のみであり、しかも、申立人が受給を認めているA社の被保険者期間に、申立期間を加えた2期間を対象として支給されており、その支給額に計算上の誤りは無いこと、また、申立期間のB社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているが、申立人が受給を認めているA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、当該「脱」表示が記されていないことなどから判断すると、申立人が受給したとする脱退手当金は、A社における被保険者期間に申立期間を加えた脱退手当金と考えるのが自然である。

なお、申立人は、A社の退職時に同社の担当者から脱退手当金の請求手続をするよう説明を受け、請求書類を受け取り、同社退職後すぐに自分でC地点の前にあった出張所で当該請求書類により手続を行い、その場で4万円ないし5万円の脱退手当金を受給し

たと主張しているが、C地点の所在地区を管轄するD年金事務所は、申立人がA社を退職した昭和39年当時、C地点付近に脱退手当金の請求手続きを取り扱う出張所は存在しなかったとしており、また、仮に、A社退職後に脱退手当金を受給したとすれば、その脱退手当金の額は7,725円となるため、申立人が記憶している金額と大きく異なること、さらには、脱退手当金を受け取るには、請求手続きを行ってから支給までに相当の期間がかかるため、請求日に受領することはできなかったものと考えられることから、申立人の主張には矛盾がある。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から5年9月29日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額と相違し、9万8,000円と低くなっている。申立期間当時の給料支払明細書を提出するので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年9月29日の後の同年10月5日付けで4年6月に遡って9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人から提出のあった申立期間のうち平成4年6月分から5年5月分までに係る給料支払明細書では、減額訂正前の標準報酬月額に基づく額にほぼ一致する厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間及び訂正処理時において、A社の事業主の妻であり、また、同社の商業登記簿謄本により、役員（監査役）であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、会社は資金繰りが苦しく、社会保険料を納付することは大変だった。また、社会保険事務所（当時）から保険料納付の督促の電話が何度もあり、同事務所に出向いて納付した。」旨供述していることから、厚生年金保険料が法定期限内に納付されていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、A社の経理を担当し社会保険の手続業務を行い、代表取締役である夫に代わり事業主印等を使用していたとしており、同社における厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続についても「社会保険事務所に出向いて同事務所職員の指示どおりに行った。」旨供述していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の引下げについては社会保険事務所の職員が行った旨回答しているものの、申立

人が関与せずに標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額を減額することに関与していたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の経理担当役員として、社会保険の届出事務に権限を有し、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該減額処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から5年9月29日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額と相違し、9万2,000円と低くなっている。申立期間当時の給料支払明細書を提出するので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年9月29日の後の同年10月5日付けで4年6月に遡って9万2,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人から提出のあった申立期間のうち平成4年6月分から5年5月分までに係る給料支払明細書では、減額訂正前の標準報酬月額50万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間及び減額訂正処理時において代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時の経理事務及び社会保険の事務手続は申立人の妻が行っていたとしているが、A社の顧問税理士事務所の担当職員は、「会社の実権は代表取締役である申立人にあった。」旨供述している。

さらに、申立人は、「申立期間当時の社会保険料の滞納について分からないが、適用事業所でなくなった理由として、資金繰りが大変になったからである。」旨供述していることから、社会保険料の支払に苦慮していたことがうかがえるうえに、申立人の妻は、「社会保険事務所（当時）から保険料の納付について呼出しを受けていたことについて、申立人は知っていた。」旨供述している。

加えて、申立人は申立期間に係る標準報酬月額の引下げについて、「社会保険事務所

の職員が行った。」と回答しているが、申立人の妻は、「事業主印、社判等を持って社会保険事務所に出向き、適用事業所でなくなる手続を同事務所職員の指示どおりに行った。」旨供述していることから判断すると、社会保険事務所がA社の代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人が一切関与せず無断で標準報酬月額の変更処理がなされたことは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 6 日から同年 12 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社を設立したときの取締役の一員であったことから、社会保険には、同社設立後すぐに加入した記憶があり、また、代表取締役が同社設立後間もなく入院したことを覚えているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本では、申立人は、昭和 51 年 2 月 5 日から平成 13 年 2 月 28 日までの期間、取締役として記録されており、申立期間の在籍が確認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 51 年 12 月 1 日に厚生年金保険の任意包括適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、既に適用事業所でなくなっているところ、元事業主に二度の文書照会を行ったが、回答を得られず、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人が提出したA社に係る「法人（設立時）の事業概況書」において、同社設立時の監査役であり、かつ、経理責任者として記載の確認できる者は、代表取締役の友人として名義貸しをただけで、同社の実務には関わっていないため、申立期間当時の社会保険の取扱いについては分からない旨供述している。

加えて、上記名簿では、A社が適用事業所となった昭和 51 年 12 月 1 日付けで厚生年金保険に加入している被保険者は、申立人と事業主以外に二人確認できるところ、一人は既に死亡しており、別の一人は、同社が適用事業所となった日に入社した旨供述しているため、同社が適用事業所となる前の厚生年金保険料の控除について確認できる資料を得ることはできなかった。

また、申立人は、A社の代表取締役が、同社設立後すぐに入院した旨主張しているところ、上記代表取締役の友人であるとする者は、代表取締役が病気で入院したのは、同社設立後すぐではなく、1年ぐらい経^たってからだと思ふ旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から43年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、前年の額より低くなっている。当時は固定給制で毎年定期昇給が行われていたので、給与が減額されたとは考えられない。このため調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書から、申立期間における給与明細書は確認できないものの、A社に勤務していた申立人の昭和38年11月以降の給与は本給と職務給のみであり、申立期間も同様の取扱いであったことは推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、申立人も申立期間に係る給与明細書等を所持していないことから、厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚5人に照会したところ、回答のあった4人は、いずれも申立期間当時の給与明細書は保管しておらず、当時の社会保険事務担当者からも回答が得られないことから、当時のA社の厚生年金保険の標準報酬月額の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、昭和42年には全支店が給与計算を電算化しており、会社が標準報酬月額を誤って社会保険事務所（当時）に届け出るとは考えられない旨主張しているが、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の42年の標準報酬月額は同年10月の定時決定により3万9,000円と記録されているところ、上記名簿に記載された申立人の前4人、後3人の被保険者の定時決定又は随時改定の標準報酬月額は、いずれも6万円と記載されていることから、社会保険事務所がA社から提出された申立人に係る届出を他の被保険者の標準報酬月額と間違えて記載したとは考え難く、また、上記

名簿において標準報酬月額が遡って訂正された等の不自然な処理も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月から同年10月まで
② 昭和27年11月から28年2月まで
③ 昭和29年9月から同年12月22日まで
④ 昭和31年2月から同年5月まで
⑤ 昭和31年6月から同年8月まで

A社B支店（現在は、C社）で集金・営業担当として勤務した申立期間①及びD事務所で勤務した申立期間③、E社F支社で営業員として勤務した申立期間④及びG社H支社で営業員として勤務した申立期間⑤の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間において、給与から保険料が控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②については、I社J支社で営業員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が実際に勤務した期間と異なっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の記憶するA社B支店での元上司の供述等から、期間は特定できないが、申立人は同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、申立人の在籍が確認できる資料は保管していないことから、申立人のA社B支店における厚生年金保険の取扱いについては不明である旨回答している。

また、申立人が記憶する複数の上司及び同僚のうち、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、唯一連絡先が半明した元上司に照会したところ、申立人が同社に勤務していたことは相違ないが、勤務期間の記憶は無く、厚生年金保険の取扱いについても不明である旨回答している。

さらに、申立期間①についてA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険整理番号に欠番も無いことか

ら、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人は、I社J支社における厚生年金保険被保険者記録が昭和28年6月1日から同年10月20日までとなっているところ、実際の勤務期間は27年11月から28年2月までと記憶しているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい旨主張している。

しかしながら、I社は平成12年に経営破綻しており、同社を承継するK社は、申立人の在籍が確認できる資料は保管していない旨回答しており、I社での勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、I社J支社における当時の上司及び同僚の氏名を記憶していないため、同社同支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時に同社同支社に勤務していたことが確認できる複数の従業員について調査を行ったものの、いずれの者も連絡先が不明であり、これらの者から申立人の勤務状況等について供述を得ることができない。

さらに、上記名簿では、申立人の資格取得日は昭和28年6月1日、資格喪失日は同年10月20日となっていることが確認できるところ、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録と一致している上、申立人のI社J支社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、当該払出簿に記載された資格取得日と上記名簿に記載された資格取得日が一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

- 3 申立期間③については、申立人の具体的な供述から、勤務期間は特定できないものの、D事務所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿からD事務所は、昭和41年5月17日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、申立期間③においては適用事業所となっていない上、同事務所は平成2年8月に適用事業所でなくなっており、当時の事業主は連絡先が不明であり、申立人の勤務状況等を確認することができない。

また、申立人は、当時の事業主以外の氏名は記憶していないため、D事務所に係る事業所別被保険者名簿から、同事務所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年5月17日に資格を取得したことが確認できる従業員二人に照会したところ、一人は死亡していたものの、別の一人は、42年前後に入所したので申立人の記憶は無いとした上で、同事務所に入所後は6か月の試用期間があり、この間の給与からの保険料控除は無かった旨回答

している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間④については、申立人は、L県M市に所在したE社の代理店に勤務しており、給料も当該代理店からもらっていたと主張している。

しかしながら、E社は、昭和40年以前の資料は保管しておらず、また、当時の代理店に関する資料も残っていないため、申立人の在籍及び勤務状況等は不明である旨回答している。

また、申立人は、E社の代理店経営者から勧誘されて勤務していたと主張しているが、記憶しているのは代理店経営者の姓のみで、当該代理店の事業所名は記憶していないことから、同社F支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から当該代理店経営者を特定することができないため、勤務状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 申立期間⑤については、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、G社H支社は、厚生年金保険の適用事業所としての該当は無い。

また、G社は、同社にはH支社は実在せず、当時のN地区担当はO支店P営業所であった旨回答していることから、同社O支店に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の記録について調査を行ったが、当該名簿では、P営業所に係る記載を特定することができないことから、申立人の記録を確認することができない。

さらに、申立人は、実際の勤務場所はL県Q市に所在したG社の代理店で、給料も当該代理店からもらっていたと主張しているところ、同社は、「当時の社員名簿を調べたが、申立人の当社での在籍記録は確認できない。Q市にあった当社代理店の使用人であった可能性はあるが、当社が厚生年金保険に加入させることは無い。」と回答している。

加えて、申立人は、当該代理店の事業所名は記憶しておらず、上司及び同僚の氏名も記憶していないため、申立人の勤務状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 21674 (事案 16873 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から 14 年 12 月 16 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いため、第三者委員会に申し立てたところ、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができないとの理由により、記録訂正を行うことができないとの通知があった。

申立期間中、保険料が給与から控除されていなかったが、現在は、国の保険料徴収権の時効消滅後であっても、第三者委員会が申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めれば、納付すべきであった保険料を納付することができることとなっており、申立期間の保険料を自身で納付するつもりである。

については、今回、新たに、A社の代表者が発行した申立期間に係る給与証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の人事記録から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められるが、申立人は、「同社においては、アルバイトとして勤務し、申立期間中、厚生年金保険には加入しておらず、保険料が給与から控除されていなかった。」旨供述しているところ、同社の代表者は、「申立人はアルバイトであり、当時、アルバイトは厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料を控除していなかった。」旨供述していること、また、申立人から提出のあった同社に係る平成 13 年 10 月分及び同年 12 月分の給料支払明細書において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 4 月 6 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間中、保険料が給与から控除されていなかったが、現在は、国の保険料徴収権の時効消滅後であっても、第三者委員会が申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めれば、納付すべきであった保険料を納付することができることとなっており、申立期間の保険料を自身で納付するつもりでいる。今回、新たな資料として、A社の代表者が発行した申立期間に係る給与証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と再申立てを行っている。

一方、A社の代表者は、「申立人に強く依頼されて、申立人の申し出た金額で給与証明書を発行したが、申立人の給与からの保険料控除等については、前回の申立てのときに私が供述したとおり、『申立人はアルバイトであり、当時、アルバイトは厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料を控除していなかった。』に変更は無い。」旨供述しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、「国の保険料徴収権に係る時効は撤廃されているので、第三者委員会が申立期間を厚生年金保険の被保険者期間であると認定すれば、納付すべきであった保険料を、今後、納付することが可能である。」旨主張しているが、厚生年金保険法に係る当該時効（2年）は撤廃されておらず、当時、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、事業主が保険料を納付したことが明らかでない場合等は、当委員会が認定することにより、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき加入記録が訂正されることとなるものである。

また、申立人は、「当時、A社が法律に違反して自身を厚生年金保険に加入させなかった。その責任は同社にあり、自身には無い。これを救済するのが第三者委員会の役目である。」旨主張しているが、当委員会は事業主の厚生年金保険の取扱いの是非について調査・審議する組織ではない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 20 日から 52 年 7 月まで
② 昭和 57 年 8 月から 58 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 9 月 28 日から平成 2 年 6 月 12 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社とは書面による雇用契約は締結しておらず、同社における雇用形態及び退職した日は明確に記憶していないと供述しているところ、同社の複数の元従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社の業務に携わっていたことはうかがえる。

しかしながら、上記元従業員はいずれも申立人の申立期間における雇用形態を正確に記憶しておらず、A社に係る商業登記簿によると、同社は昭和 50 年 1 月及び同年 9 月に所在地を移転していることが確認できるが、申立人はこの会社移転の記憶は無く、上記元従業員の一人名は、会社移転時に申立人が既に在職していなかったと思うと供述している。

また、A社は、適用事業所名簿によると、昭和 51 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、申立期間①のうち、同年 7 月 31 日から 52 年 7 月までは適用事業所となっていない。

さらに、A社の元事業主に照会したが回答は無く、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録によると、A社における資格取得日が昭和 49 年 3 月 1 日、離職日が同年 4 月 20 日となっており、上記被保険者名簿の記録と一致している。

申立期間②について、B社の元事業主、複数の元従業員及び同社に勤務していた申立人の兄の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、元事業主は、従業員を採用するに当たり、3か月程度の試用期間を設け、試用期間は国民健康保険及び国民年金に加入するよう勧め、厚生年金保険には加入させていなかった、また、申立人は入社後3か月程度で退社したと思うと供述しており、申立人の兄も申立人の勤務期間は短期間であったと供述している。

また、複数の元従業員は、B社には3か月程度の試用期間があり、事業主から試用期間は国民健康保険及び国民年金に加入するよう勧められたと思うと供述している。

申立期間③について、C社に昭和56年頃から勤務したとする現在の事業主と同社の複数の元従業員の供述及び申立人から提出された同社グループ従業員の住所録から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間③に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記事業主は、申立期間③当時、広告営業に従事していた申立人を含む参事の職にあった者については、雇用契約から業務委託契約に変更し、厚生年金保険には加入していなかったと思うと供述している。

また、申立期間③当時にC社の社会保険事務を担当していた取締役も、申立人は同社の広告営業に従事していたが、給与は歩合給であり、厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

なお、上記事業主は、申立人がC社において平成2年6月12日から厚生年金保険に加入していることについて、申立人から厚生年金保険に加入させてほしいとの申出があったため、厚生年金保険に加入させたことを申立期間③当時の事業主から聞いたと供述している。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 48 年 2 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人 (故人) の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社からの申立人の雇用期間に関する回答、同社に係る商業登記簿謄本、同社から提出された辞令簿及び同社本社の申立期間当時の複数の従業員の供述等から、申立人が申立期間に同社B事務所又は同社本社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料は保管されていないことから、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明であると回答している。

また、申立人及びA社の取引先事業所の元従業員は、同社B事務所の勤務者は申立人のみであったと供述していることから同僚は見当たらず、同社本社の申立期間当時の複数の従業員は、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたかどうかは不明であると供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の申立人の被保険者資格取得日は一致している。

なお、申立期間のうち、昭和 45 年 1 月から 47 年 5 月 14 日までの期間は、A社本社の所在地は、C県であるため、C県の厚生年金保険法の適用期間であるが、C県によると、C県に本社がある会社に採用され、D地にある同社の事業所に勤務する場合は、C

県の厚生年金保険の被保険者となることができなかつたとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 51 年 5 月 21 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給料支給額より低く記録されている。初任給は 12 万 5,000 円で、昇給もあった。申立期間のうち一部期間の給料明細、昭和 50 年、51 年の源泉徴収票もあるので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 7 月 1 日までの期間について、B 社は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、資料が無いので「不明。」と回答している上、申立人は、当該期間の給料明細を保有していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

また、申立期間のうち昭和 50 年 7 月 1 日から 51 年 5 月 21 日までの期間について、申立人から提出のあった 50 年 7 月分から 51 年 5 月分までの給料明細によれば、当該期間においては当月控除の方法により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出のあった昭和 50 年 7 月分から 51 年 4 月分までの給料明細において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、報酬月額に見合う標準報酬月額より低額であることが確認でき、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、A 社に係る事業所別被保険者名簿の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、

特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間の報酬月額と標準報酬月額の差異について、同僚従業員等に照会したところ、16人より回答があり、そのうち一人は「多少は相違していた。」、4人は「同額であった。」、11人は「分からない。」としており、回答のあった全員が給料明細を所持していないため、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の標準報酬月額と厚生年金基金の記録は一致していることが確認できる上、事業所別被保険者名簿に遡及訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月から23年9月1日まで
② 昭和23年10月30日から24年4月1日まで

昭和22年1月から、駐留軍の施設であるA事業所に勤務したが、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していた場所は、B町のビルからC町のDビルと移ったが、継続して駐留軍に勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年1月から、B町にあるA事業所で働き始め、その後、C町のDビルに移り、25年まで駐留軍の施設に断続的に勤務していたと主張している。

また、申立人は、具体的な異動の時期については記憶していないが、記憶している事業所の所在地等や従業員の供述から、時期は特定できないものの、申立人が昭和24年4月1日より前から、A事業所において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人のオンライン記録では、昭和23年9月1日から同年10月29日までの期間はE事業所、24年4月1日から同年7月18日までの期間はF 渉外労務管理事務所（A事業所）、同年8月1日から25年4月8日までの期間はF 渉外労務管理事務所（G事業所）となっているが、申立期間①及び②の加入記録は確認できない。

なお、進駐軍労務者については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法に関する件」（昭和23年12月1日保発第92号）に基づき、厚生年金保険法の「国の事務所」に使用される者として、強制被保険者として適用することとされ、A事業所及びG事業所を管轄していたF 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年4月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、F 渉外労務管理事務所の記録管理業務を引き継いだH防衛事務所から提出された回答書によると、申立人のF 渉外労務管理事務所に係る被保険者期間は、昭和 24 年 4 月 1 日から同年 7 月 18 日までの期間及び同年 8 月 1 日から 25 年 4 月 5 日までの期間となっており、A 事業所及びG 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録並びに申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録と一致している。

さらに、H防衛事務所は、駐留軍労働者の厚生年金保険への加入は昭和 24 年 4 月 1 日以降であるとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から30年3月28日まで
平成19年8月に社会保険事務所(当時)で年金記録の照会をしたところ、A社に勤務した期間が脱退手当金の支給期間となっていることを知ったが、私は、請求も受給もしていないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和30年6月22日に支給決定されていることが確認できること、申立人が申立期間に勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年3月28日の前後5年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む35人中18人に支給記録が確認でき、そのうち14人について4か月以内に支給決定がなされている上、申立人の資格喪失日の翌日及び翌月に資格喪失し、申立人と同一日に支給決定されている者が複数いることなどから、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄には、オンライン記録と一致する申立期間に係る脱退手当金の資格期間、支給金額及び支給年月日が記載されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和30年3月28日から約3か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月20日から45年7月1日まで

申立期間を対象として支給されたとする脱退手当金について、請求した記憶も、受給した記憶も無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さは無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、前回の申立時に、私は、自筆の脱退申出書及び自筆の脱退手当金受領書を提示してほしいと依頼したが、それを無視しての、ずさんなこじつけの捏造的な審議判断なので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間において勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和45年10月23日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする平成21年11月26日付けの通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、脱退手当金は受給しておらず、受給したというのなら、私自身が脱退の意思表示を示した書類を提示してほしいと再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせん」に当たっての基本方針(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

本事案は、年金記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期限が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、前述のとおり、申立人に係るA社の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されていること、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いことなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人からは新たな資料の提出が無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月 16 日から 39 年 3 月 4 日まで
② 昭和 39 年 4 月 21 日から 42 年 2 月 14 日まで

平成 14 年頃、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際、申立期間について、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、私には脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和 42 年 6 月 26 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間②において勤務していたA社に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年 2 月 14 日の前後各 2 年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む 16 人中 9 人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 7 人について厚生年金保険被保険者資格喪失日から 4 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある複数の元従業員は、「会社が脱退手当金の請求手続きしてくれた。」と回答していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いという

ほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。